

羽陽学園短期大学 自己点検・評価報告書

令和 8 年 2 月

目次

自己点検・評価報告書	
1. 自己点検・評価の基礎資料	
2. 自己点検・評価の組織と活動	
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	
[テーマ 基準Ⅰ-C 社会貢献]	
[テーマ 基準Ⅰ-D 内部質保証]	
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	
[テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果]	
[テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜]	
[テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援]	
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	
【基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス】	
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営]	
[テーマ 基準Ⅳ-B 教学運営]	
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	
[テーマ 基準Ⅳ-D 情報公表]	
【資料】	
[様式 9] 提出資料一覧	
[様式 10] 備付資料一覧	
[様式 11-1～20] 基礎データ	
[様式 21] 法令対応確認一覧	

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価を受けるために、羽陽短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和7年12月11日

理事長

原田 久雄

学長

渡邊 洋一

ALO

高桑 秀郎

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

<学校法人の沿革>

昭和 35 年 3 月	原田一男、学校法人羽陽学園設立
昭和 35 年 4 月	鈴川幼稚園を開園
昭和 46 年 9 月	羽衣学園との合併により大宝幼稚園を開園
昭和 46 年 10 月	山形調理師専門学校を開校
昭和 48 年 3 月	曹溪学園との合併によりたかだま幼稚園を開園
昭和 49 年 4 月	鈴川第二幼稚園を開園
昭和 51 年 4 月	原田恒男第二代理事長就任
平成 27 年 4 月	幼保連携型認定こども園鈴川第二幼稚園・このみ保育園を開園
令和元年 5 月	原田久雄第三代理事長就任
令和 2 年 4 月	幼保連携型認定こども園大宝幼稚園を開園
令和 4 年 4 月	天童市・学校法人羽陽学園公私連携幼保連携型認定こども園 天童なでしここども園を開園

<短期大学の沿革>

昭和 40 年 4 月	山形幼稚園教諭養成所を開設（定員 80 人一部・二部各 40 人）
昭和 41 年 2 月	校名を山形保育専門学校に改称 保母科（定員 50 人）を併設
昭和 50 年 4 月	現在地（天童市高楯地区）に移転
昭和 57 年 4 月	羽陽学園短期大学（幼児教育科 定員 100 人）を開学
	五十嵐明初代学長就任
	山形保育専門学校を閉校（昭和 58 年 3 月）
昭和 58 年 2 月	音楽レッスン室新築
昭和 59 年 4 月	障害児保育研究センターを付設
昭和 60 年 4 月	谷口恒男第二代学長就任
昭和 62 年 4 月	男女共学制導入 図書館・研究室棟新築
昭和 63 年 4 月	原田恒男第三代学長就任
平成元年 4 月	コース制（幼児教育コース・福祉コース）を導入
平成 2 年 4 月	専攻科福祉専攻を開設（定員 20 人）
	介護福祉士養成施設に指定される
平成 7 年 10 月	開学 30 周年記念式典開催
平成 8 年 4 月	専攻科福祉専攻定員増（定員 35 人）
平成 10 年 11 月	学生ホール棟新築、校舎全面改修工事
平成 12 年 4 月	情報処理演習室完成
平成 17 年 9 月	専攻科棟・研究室棟新築
平成 21 年 4 月	研 攻一第四代学長就任
平成 27 年 3 月	体育館耐震改築工事、本館棟耐震補強工事
平成 27 年 10 月	開学 50 周年記念式典開催
平成 28 年 3 月	体育館棟新築（介護実習室、ピアノ練習室、学生ホール、アリーナ）
平成 28 年 4 月	渡邊洋一第五代学長就任
令和 6 年 4 月	幼児教育科の入学定員を 80 名に、専攻科福祉専攻の入学定員を 25 名に変更
令和 7 年 4 月	幼児教育科の入学定員を 70 名に変更

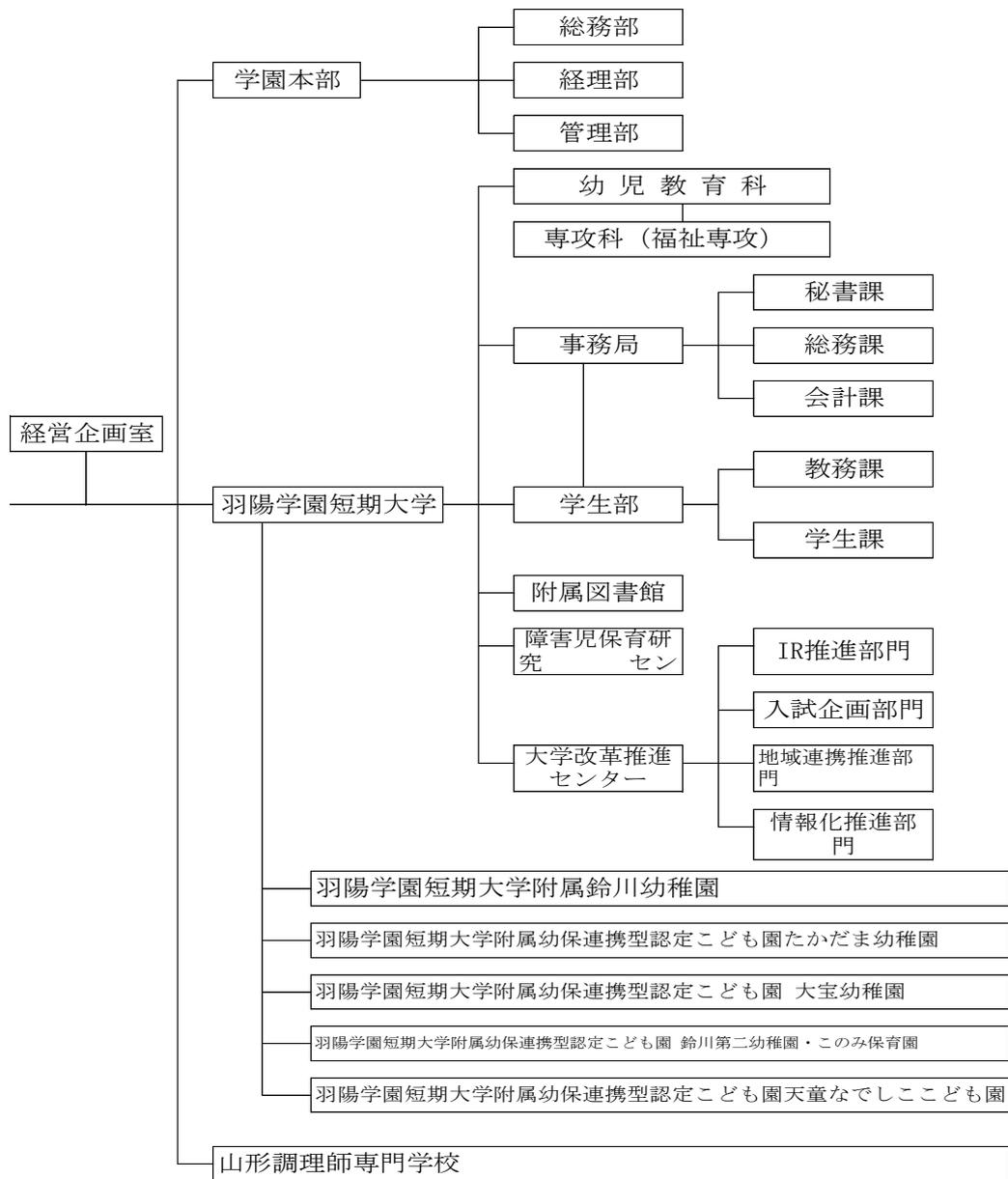
(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和7年5月1日現在

教育機関名	所在地	入学定員		収容定員	在籍者数
羽陽学園短期大学	天童市大字清池 1559 番地	幼児教育科	70	150	109
		専攻科福祉専攻	25	25	15
羽陽学園短期大学附属鈴川幼稚園	山形市鈴川町2丁目10番30号	/		90	95
羽陽学園短期大学附属幼保連携型認定こども園たかだま幼稚園	天童市大字清池 1501 番地	/		95	99
羽陽学園短期大学附属幼保連携型認定こども園大宝幼稚園	鶴岡市大宝寺町 14 番 10 号	/		135	102
羽陽学園短期大学附属幼保連携型認定こども園鈴川第二幼稚園・このみ保育園	山形市花楸 2 丁目 46 番 1 号	/		165	151
天童なでしここども園	天童市大字山口 1917 番地 1	/		36	38
山形調理師専門学校	山形市六日町 7 番 42 号	1年課程	16	16	15
		2年課程	36	76	40

(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 組織図
- 令和7年5月1日現在



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

本学の所在地である山形県天童市は、1831年の織田氏の入部に始まり1879年に東村山郡役所が開庁、1958年に山形県下10番目の市制施行がなされ、2018年（平成30年）には市制施行60周年を迎えた市である。地理的には、山形県のほぼ中央部に位置し、県内有数の名刹として名高い山寺が近いこともあり、温泉街を中心とした観光都市として発展してきた。天童市の総人口は、平成17（2005）年の63,864人をピークにして、それ以降は減少に転じており、令和6年度12月末の住民基本台帳によれば人口は61,0527人となっている。

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

幼児教育科

地域	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	人数 (人)	割合 (%)								
山形市	56	28.3	56	32.2	53	32.5	40	25.6	30	23.3
村山	59	29.8	47	27.0	45	27.6	61	39.1	54	41.9
最上	27	13.7	27	15.5	27	16.6	12	7.7	10	7.8
置賜	20	10.1	13	7.5	13	7.9	13	8.3	8	6.2
庄内	29	14.6	27	15.5	21	12.9	26	16.7	22	17.1
県外	7	3.5	4	2.3	4	2.5	4	2.6	5	3.9
計	198		174		163		156		129	

専攻科福祉専攻

地域	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	人数 (人)	割合 (%)								
山形市	5	41.7	3	16.7	5	26.3	7	58.3	8	28.6
村山	1	8.3	4	22.2	10	52.6	5	41.7	15	53.6
最上	2	16.7	6	33.3	3	15.8	0	0	2	7.1
置賜	1	8.3	3	16.7	1	5.3	0	0	1	3.6
庄内	3	25.0	2	11.1	3	15.8	0	0	2	7.1
県外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	12		18		19		12		28	

[注]

- 短期大学の实態に即して地域を区分してください。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いてください。
- 認証評価を受ける前年度の令和7（2025）年度を起点に過去5年間について記載してください。

■ 地域社会のニーズ

本学は、昭和40年に開校した山形幼稚園教諭養成所と昭和41年に名称を変更した山形保育専門学校を前身として、その伝統を受け継ぎ、多くの優れた幼児教育の指導者や保育士を送り出し社会的にも揺るぎない地歩を築きあげてきた。さらには、平成2年に専攻科福祉専攻を開設し高齢者・障がい者の介護に従事する福祉の専門家を送り出してきたことにより、地元天童市はもとより山形県下の地域社会と連携を図りながら多くのニーズに応えることで、短期大学としての使命を果たしている。

令和3年10月に、県立天童高等学校と介護福祉分野、幼児教育分野において、連携して教育を実践する高大連携の協定を締結した。事業内容は、合同授業の実施や地域社会と連携した事業への参加等、連携することで双方の教育をより豊かなものとする事業を行う。

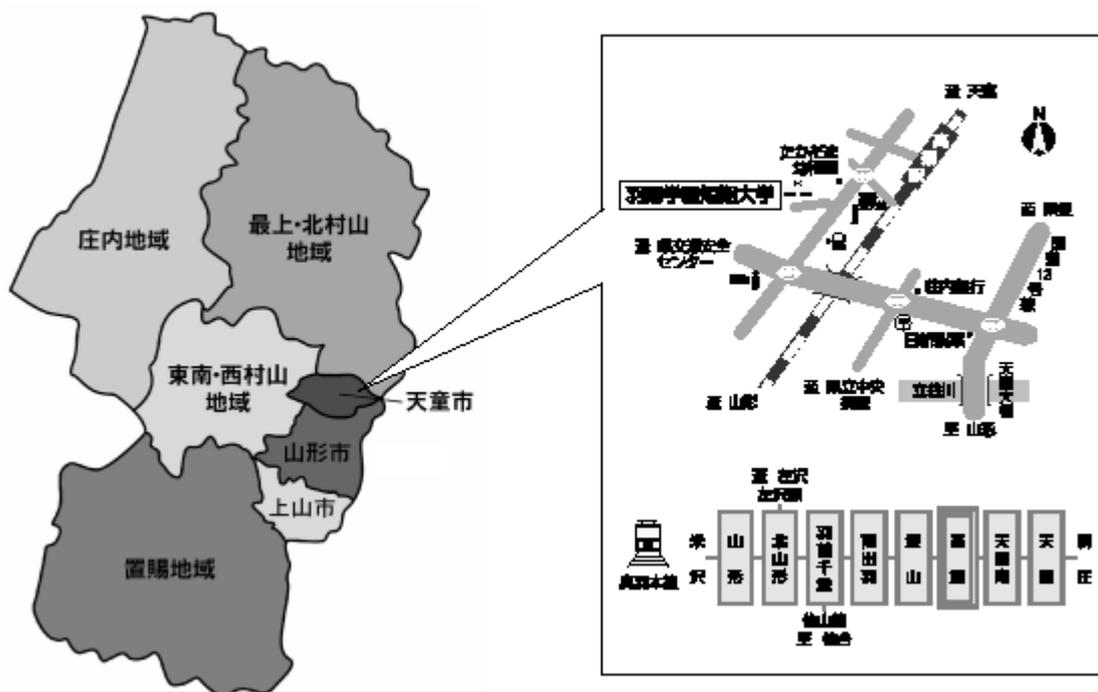
また、地域住民の知識および教養の資質向上に寄与すべく公開講座を実施しており、令和6年度は「デコボコたんけんたい」をテーマに、地域住民14名の参加があった。

一方、学生にとっては、毎年行っている地域イベント「天童夏まつり」への参加、地元放送局主催による「子育て応援団すこやか」への参加、老人ホーム等での演舞披露やサッカー「モンテディオ山形」のホームゲームにおける子育て支援としてのボランティア活動への参加、山形交響楽団の「親子ふれあいコンサート」に歌とパフォーマンスへの出演等、地域社会のニーズに対応した活動に取り組んでいる。

■ 地域社会の産業の状況

本学の所在地である山形県天童市は、国指定文化財5件（重要文化財4件と史跡1件）と9件の県指定文化財（有形文化財6件、史跡1件、天然記念物2件）を有し、温泉地をかかえる観光都市として発展するとともに、西洋なし（ラ・フランス）、りんご、もも、さくらんぼ等の果樹栽培農家を中心とした農業も盛んである。特にラ・フランスは全国第一位の収穫量を誇っている。産業では、天童市に本社を置く企業も数社あり、主力製品が木工製品、電気機器、清酒、食料品など多種にわたる。特産品としては、経済産業大臣より伝統工芸品の指定を受けた「天童将棋駒」が全国の95%の生産を誇っている。また、天童市では将来の都市像である「笑顔 にぎわい しあわせ実感 健康都市」の実現を目指し、近年の人口減少に歯止めをかけるべく平成29年度から第七次天童市総合計画を策定している。その一環として最も重要な働く場所の確保や宅地の供給を進めており、特に、高速道路や新幹線、空港等は国道13号線へのアクセスがよく利便性が非常に高いので、新たな工業団地となる荒谷西工業団地や天童インター産業団地を整備して企業誘致を行い、雇用創出を図り人口増加に資すべく努めているところである。

■ 短期大学所在の市区町村の全体図



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。(基準別評価票における指摘への対応は任意)

(a) 改善を要する事項 (向上・充実のための課題)
(1) 基準Ⅲ 教育資源と財的資源 [テーマD財的資源] 財務状況について、学校法人全体で過去2年間、短期大学部門で過去3年間の経常収支が支出超過となっている。今後、「学校法人羽陽学園第2次アクションプラン」に沿って財務体質の改善に努めることが望まれる。
(b) 対策
(1) 「学校法人羽陽学園第2次(令和3年度～7年度)アクションプラン」に基づき、引き続き計画的かつ着実に財務改質の改善に取り組んでいる。その中で、私立大学等経常費補助金における「教育の質に関する客観的指標」を全て満たすべく教育改革に取り組んだ。
(c) 成果
(1) 私立大学等経常費補助金における「教育の質に係る客観的指標」は、毎年、満点を獲得し補助金の加算を得ている。今後も財務体質の改善に取り組み、経営指導強化指標に該当しなくなるよう、経営基盤の安定確保を目標としている。

- ② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項
「なし」
(b) 対策
(c) 成果

- ③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応 (「早急に改善を要すると判断される事項」)
「なし」
(b) 改善後の状況等

- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為(変更)認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項
「なし」
(b) 履行状況

(6) 公的資金の適正管理の状況

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください(公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など)。

平成28年度に「羽陽学園短期大学研究行動規範」及び「公的研究費不正防止規程」を制定した。さらに、平成31年(令和元年)度には研究倫理規程を設け、令和2年度には研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程を定めて不正防止のための体制を整備し、研究倫理委員会が、研究者倫理に関する教育を定期的に行っている。

2. 自己点検・評価の組織と活動

■ 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

羽陽学園短期大学自己評価委員会規程に基づき委員会が設置され、同規定第3条に従って、学長、教授会構成員から選出された者5人、事務局長が委員会の委員となっている。他に実務担当委員として、教務課長、総務課長に加わってもらい、9名で構成されている。全教員が自己点検・評価活動に参画する趣旨から、報告書作成にあたっては全員に役割を分担して作業を進めるようにしている。

羽陽学園短期大学自己評価委員会規程に基づき、評価委員会の構成は、下記の通りとなっている。（令和7年度自己評価委員会構成員）

委員会	役 職	氏 名
議 長	学長	渡邊 洋一
委 員	学科長・教授・ALO	高桑 秀郎
委 員	学生部長・教授	花田 嘉雄
委 員	専攻科主任・教授	松田 水月
委 員	准教授	伊藤 和雄
委 員	准教授	荒明 聖
委 員	事務局長	星 亮一
委 員	教務課長	伊藤 一男
委 員	総務課長	浦山 仁一

■ 自己点検・評価の組織図



■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

自己点検・評価のための規程として、自己評価委員会規程を定めている。それに基づいて、学長、学科長、事務局長を含む9人のメンバーで自己評価委員会を組織し、自己点検・評価に関する事項を検討することになっている。検討内容として、①自己評価の項目を設定し、自己評価を実施すること ②自己評価の実施結果をまとめること ③自己評価の結果の活用を図ること ④その他必要な事項を検討すること、を挙げている。（自己評価委員会規程（諸規程））

自己点検・評価の実施にあたっては、自己評価委員会で作成方針、作業日程、役割分担を決め、基準ごとに、チーフとサブを決め、全教員で点検作業を分担して進めている。そのチーフとサブは、自己評価委員が務めるようにしており、提出された基準の点検内容について確認を行っている。

自己点検・評価に関して、短大全体で取り組む必要がある内容については、自己評価委員会が原案を作成して運営委員会、教授会に提案し、協議の上進めていくように申し合わせを行っている。そのように進めていったこととして、以下の4点を実施した。1点目は、観点・基準を定めたルーブリックの活用による学修成果の把握、学生の学修履歴の記録を年2回実施し、それらをまとめた個人ポートフォリオを運用し学修成果の推移の分析を実施したことである。2点目は、『卒業認定・学位授与の方針』（ディプロマ・ポリシー）、『教育課程編成・実施の方針』（カリキュラム・ポリシー）及び『入学者受入れの方針』（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日 中央教育審議会大学分科会大学教育部会）」を踏まえてカリキュラム・ポリシーの改定を実施したことである。3点目は、毎年度実施してきた学修成果の点検を学校教育法の規定に照らして点検する方針を定めたことである。4点目は令和3年10月にガバナンス・コードを制定し、以降、毎年、自己評価委員会でガバナンス・コードの確認作業を行い、後にそのガバナンス・コードに基づいた点検作業を行っている。ガバナンス・コード点検表は、自己評

価委員会を経て、教授会、理事会・評議員会でも報告されている。

令和7年度からガバナンス・コードについては改訂されることが予告されているので、早めに作業を行っていきけるよう日本私立短期大学協会からのアナウンスに注視していくこととする。

学習と学修の表記について、報告書の文章の中では、基準を除き、本学の活動に関しては学修に統一していく。

- 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和6（2024）年度を中心に）

[自己評価委員会の記録]

【令和7年度】

年月日		回	概要
令和7年	4月10日	第1回	令和6年度短期大学認証評価を振り返って（他大学で出た認証評価での課題） 令和6年度自己点検・評価報告書の作成・公開について 令和7年度自己点検・評価報告書の作成について（委員の役割分担とスケジュールの確認）
	9月4日	第2回	令和7年度自己点検・評価報告書の作成について（作業の進捗状況確認と今後の作業内容（自分の担当区分以外の記述内容を点検）の確認とその期限の確認）
	12月11日	第3回	令和7年度自己点検・評価報告書の作業の進捗状況について
	1月15日	第4回	令和7年度自己点検・評価報告書の最終の作業について
	2月17日	第5回	令和7年度自己点検・評価報告書の最終の確認について

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準 I-A 建学の精神]

<根拠資料>

- ホームページ 建学の精神 <http://www.uyo.ac.jp/kengaku/>
 ホームページ 教育理念と三つのポリシー http://www.uyo.ac.jp/basic_policy/
 羽陽学園短期大学概要 [令和6年度]
 学生便覧 [令和6年度]
 羽陽学園短期大学ガイドブック [令和6年度]
 シラバス [令和6年度]
 教授会議事録 [令和6年度]
 羽陽学園短期大学学則
 羽陽学園開学 50 周年記念誌
 羽陽学園 60 年の時空を超えて—原田恒男と羽陽学園—
 教授会資料 [令和6年度]
 障害児保育研究センター活動報告書 [令和6年度]
 ウェブサイト [ゆうキャンパス NAVI | 大学コンソーシアムやまがた \(consortium-yamagata.jp\)](http://youchi-campus-navi.com)
 ウェブサイト やまがた社会共創プラットフォーム <https://www.yamagata-u.ac.jp/yamapura/>
 ウェブサイト 山形県産業教育振興会 / 本会の概要 / 役員 <https://www.yamagata-sanshin.jp/index.php?no=p0103>
 羽陽学園短期大学と舟形町との連携に関する協定書
 山形県立天童高等学校と羽陽学園短期大学との連携に関する協定書

[区分 基準 I-A-1 建学の精神を確立している。]

<区分 基準 I-A-1 の現状>

本学の建学の精神「敬・実・和」は、創設当時の原田一男初代理事長が残した言動や著作を基に、二代目の原田恒男理事長が定式化したものである。敬とは、目上の方々を敬い、自分の行いを慎ましくすること。実とは、偽りがなく正直なこと、そして、実力をつけること、何事も真心をもって実行すること。和とは、穏やかな和らいだ心で人に接し、仲良くすることとしている。「敬・実・和」は、本学の教育理念・理想を明確に示している。

(羽陽学園開学 50 周年記念誌) (羽陽学園 60 年の時空を超えて—原田恒男と羽陽学園—)
 本学の建学の精神は、互いの人格を尊重しつつ能力を伸ばし社会の発展に寄与する態度を養うという、教育基本法等に基づいた公共性を有している。ここから敷衍化した本学の教育理念は、「他者理解を通して自己理解と自己改革を行い、社会活動に積極的に参加しながら、生涯にわたる自己実現を行いうる人間性豊かな人材の育成」である。(ホームページ建学の精神 <https://www.uyo.ac.jp/kengaku/>)。また、この教育理念は、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの三つのポリシーとともにホームページ等に提示している(ホームページ教育理念と三つのポリシー https://www.uyo.ac.jp/basic_policy/)

建学の精神は大学概要・大学ガイドブック・大学ホームページ等によって常に学内外に表明している。(大学概要) (学生便覧) (大学ガイドブック)

本学教職員に関しては、4月1日に開催される臨時教授会で配布される資料に建学の精神、教育理念、三つのポリシー等を掲載し、定期的に確認し共有している。

また、建学の精神は、本学講堂に額を掲げ高らかに示されており、学長が講堂を会場として開催

される入学式等の挨拶で取り上げ、その時点での世界情勢や国内の動向などを背景として本学の教育についての基本的姿勢を分かりやすく解説することで、学内の教職員及び学生に常に確認され共有されている。

令和6年度の入学式は、前年度に引き続き、来賓は招かず、教職員と学生及び保護者の参加の下実施された。学長から建学の精神を旨として人々を支援する専門職を目指して精進してほしいとの式辞があった。また学長は、1年次前期の開講科目「基礎教養入門」の中で「本学での学びー建学の精神ー」と題して、本学における様々な学修の中での建学の精神「敬・実・和」の具体的な学びについて対面授業の形式で授業を行った。(シラバス)

毎年12月に実施される、総合型選抜及び学校推薦型選抜で入学の内定している高校生を対象としたプレキャンパスでは、学長が本学の建学の精神について分かりやすく解説し、入学後の学修に向けて準備を促進するよう働きかけた。(教授会議事録)(教授会資料)

令和4年10月に、教職員組織に替わり教育研究実施組織、専任教員に替わり基幹教員とするなど、基本的な定義の変更を含む、短期大学設置基準の大幅な改定があった。本学でも、令和7年度に収容定員を変更することを機会に、新たな設置基準に則った学則を改定した。建学の精神は維持しつつ、幼児教育科、専攻科の設置目的の明確化をはじめ、学則を大幅に改定した。(令和6年5月臨時教授会)

<テーマ 基準 I -A 建学の精神の課題>

なし。

<テーマ 基準 I -A 建学の精神の特記事項>

なし。

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

<根拠資料>

羽陽学園短期大学学則

学生便覧 [令和6年度]

ホームページ 学科の教育及び研究の目的 <http://www.uyo.ac.jp/purpose/>

ホームページ 学修成果 <http://www.uyo.ac.jp/achievement/>

教授会議事録 [令和6年度]

ホームページ 教育理念と3つのポリシー https://www.uyo.ac.jp/basic_policy/

羽陽学園短期大学幼児教育科学生募集要項 [令和7年度入学者用]

羽陽学園短期大学ガイドブック [平成6年度]

教授会資料 [令和6年度]

卒業生の職場アンケート

外部評価委員会記録 [令和6年度]

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

<区分 基準 I-B-1 の現状>

本学では、建学の精神に基づきながら幼稚園教諭二種免許状、保育士資格、介護福祉士国家試験受験資格の免許・資格取得を前提にして、なおかつ人間性豊かな人材の養成を目的にしている。

学則第1条で、「教育基本法及び学校教育法並びに建学の精神に基づき、幼児教育及び社会福祉に関する専門の学術を教育・研究し、併せて実践的な幼児教育者及び福祉従事者を育成することを目的とする」と掲げて確立している。こうした教育の目的を達成するために、幼児教育科とそれを深化させた専攻科の教育課程を編成して、その実現のために努力している。(羽陽学園短期大学学則)

本学の、この建学の精神に基づいた教育目的に沿って、幼児教育科と専攻科福祉専攻の教育目的を次のように定めている。

幼児教育科

保育・幼児教育及び福祉の分野の専門的な知識や理論、技術を教授するとともに、実習を通して実践力を養い、将来、保育・幼児教育の専門家として貢献できる人材を養成することを目的とする。

専攻科福祉専攻

保育士の資格を有する者に対し、さらに精深な程度において福祉の理論と実際を教授し、その研究と実践を指導して福祉の専門家・技術者を養成することを目的とする。

本学の教育目的の表明については、学内へは、学生には学生便覧やオリエンテーションで行い、教職員には年度当初の教授会で確認している。学外へは、ホームページで示すとともに、オープンキャンパスや高校の進学担当教員との進学懇談会で参加者に対して説明を加えている。(学生便覧)

(ホームページ 学科の教育及び研究の目的 <http://www.uyo.ac.jp/purpose/>)

本学に入学する学生は、ほぼ全員が幼児教育や介護福祉の道へ進むことを希望していることから、本学の教育目的は理解されている。

幼児教育科又は専攻科福祉専攻の教育目的・目標の達成状況については、2月の卒業、修了判定会議で、幼児教育科においては、保育士資格、幼稚園教諭Ⅱ種免許状、社会福祉主事任用資格、専攻科福祉専攻においては、基本研修修了と介護福祉士国家試験受験資格があるかを確認のうえ、卒業、修了判定を行っている。介護福祉士国家試験合格者については毎年4月の定例教授会にて報告されている。(教授会資料)

幼児教育科・専攻科福祉専攻の教育目的に基づく人材養成が地域・社会の要請に込えているかについては、教育目的に合致した資格取得や進路の選択が行われているかを卒業時に確認するとともに、卒業・修了生を受け入れてくれた職場の評価等を指標として定期的に点検している。

また、毎年度、本学教員が卒業・修了生の就職先を訪問し、評価を口頭で聴取するとともにアンケートを回収している。この内容を分析・検討している。(卒業生の職場アンケート)(教授会議事録)(教授会資料)

さらに、平成30年度以降毎年開催している外部評価委員会においても点検・評価を求め、それも基にして検討している。外部評価委員には、地元自治体である天童市副市長や卒業・修了生の就職先でもある児童養護施設山形学園園長とともに天童高校校長にも就任を求めている。(外部評価委員会記録)

[区分 基準 I-B-2 学習成果を定めている。]

<区分 基準 I-B-2 の現状>

本学では、短期大学としての学修成果を、建学の精神と幼児教育科・専攻科福祉専攻の教育目的に基づいて定めている。機関レベル、教育課程レベル、科目レベル、それぞれの学修成果は、幼児教育科及び専攻科福祉専攻に共通であり、次に示す通りである。なお、専攻科福祉専攻ではより精深な内容のものを目指している。

機関レベルの学修成果

- ・専門職としての自覚および技術
- ・専門性を持った職業人として社会で活躍でき、自己の向上と自己実現および生涯学習の足がかりを作ることができる能力

教育課程レベル・科目レベルの学修成果

教育課程レベル	科目レベル
・コミュニケーション能力	(1) 人間や人間の生活、社会についての知識・理解 (2) 人間への信頼 (3) 伝え合う手段を見つけることができる。 (4) 対話する能力
・自分で考え、実践できる能力	(1) 現状をしっかりとらえることができる。 (2) 実践について理解したり、分析したりすることができる。 (3) 学際的な視点で考えることができる。 (4) 実践における様々な問題を解決することができる。 (5) 自分の価値観に基づいて判断し、実践することができる。
・フィードバック能力	(1) 自分の実践について検証し、課題を見つけることができる。 (2) 見つけた課題について修正や改善をすることができる。 (3) 実践中に、瞬時に判断し、修正や改善をすることができる。
・学び続け、成長し続ける能力	(1) 自分の実践について振り返り、より良い実践を目指して、主体的に学ぶことができる。 (2) 実践の経験を再構成して、専門的知識・理解・技術へと高めることができる。

(学生便覧)

学修成果は、学修成果の評価の方針（アセスメントポリシー）とともに、学生便覧とホームページに掲載し、学内外に表明している。

令和3年度から、学校教育法第108条の短期大学の規定に照らして、学修成果が職業又は实际生活に必要な能力の育成に適しているかどうかを、次年度の教育計画策定に向けてと資格取得状況など社会的貢献の側面について、教授会にて目的を分けて定期的に点検している。（ホームページ学修成果 <http://www.uyo.ac.jp/achievement/>、教授会資料・議事録）

[区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]

<区分 基準 I-B-3 の現状>

「敬・実・和」という建学の精神に基づく本学の教育理念は、「他者理解を通して自己理解と自己改革を行い、社会活動に積極的に参加しながら、生涯にわたる自己実現を行いうる人間性豊かな人材の育成」（学生便覧）である。この理念に基づいて、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を定めている。以下に三つの方針を示す。

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

以下のような能力を身につけ必要単位を修得した学生に対し、卒業を認定し、学位を授与する。

- (1)理論と技術を学び、専門職としての自覚および技術を持つ。
- (2)専門性を持った職業人として社会で活躍でき、自己の向上と自己実現および生涯学習の足がかりを作ることができる。

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

幼児教育および介護福祉に関する体系的な学修のために、以下のような方針に基づいてカリキュラムを編成し、教育を実施する。

- (1)基礎から応用へと発展するカリキュラムを編成し、幼児教育および介護福祉に関する専門知識と技能を段階的に修得できる教育を実施する。
- (2)実習を通して理論と実践のつながりを理解するカリキュラムを編成し、幼児教育および介護福祉に関する実践力を養う教育を実施する。
- (3)学生と教員の対話を重視し、学生個人の特性や持ち味を生かした教育を実施する。

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

内省的で専門性が高い人材の養成のために、次のような資質を持った者が入学してくることを期待している。

- (1)知的好奇心が強く、学業の修得に熱心であり、自分を育てる意欲が強い者。
- (2)社会事象、特に幼児教育および介護福祉への関心が高く、将来それらの職業を希望している者。
- (3)自分の意見や考えを適切に伝えられる者。

(学生便覧)

この三つの方針は、専門性、豊かな人間性、生涯学習という考え方を基盤として、専門性を備え社会的要請に応えうる人材としての要件を定めたディプロマ・ポリシーと、そのような人材を養成するための体系的な教育課程を定めたカリキュラム・ポリシー、そして、将来の専門的職業人を見据えて作られた本学の教育を受けるにふさわしい人物像を示したアドミッション・ポリシーというように、関連付けて一体的に定めている。

この三つの方針は、平成24年度と25年度の2年間にわたり、本学の運営委員会及び教授会において何度も議論を重ねて策定したものである。

なお、教育課程編成・実施の方針については、令和2年度の自己評価委員会と教授会において検討を行い、改定したものである。

この三つの方針を踏まえ、教育課程レベルの学修成果として①コミュニケーション能力、②自分で考え、実践できる能力、③フィードバック能力、④学び続け、成長し続ける能力という四つの能力（学生便覧）を設定し、その育成をねらいとして教育活動を行っている。

また、三つの方針は、学生便覧や本学ホームページ、学生募集要項に記載し、学内外に表明している。（ホームページ）（学生募集要項）（大学ガイドブック）

幼児教育科及び専攻科福祉専攻の卒業、修了の要件は、ディプロマ・ポリシーに基づいて専門職として働くための資格・免許状取得等の学修成果に対応しており、学則並びに学位規程に明記されている。資格取得や教職課程に当たっては、管轄省庁である文部科学省、厚生労働省、子ども家庭庁からの指導に随時対応しており、社会的にも国際的にも通用性があるものとしている。

これら3つのポリシーは、毎年行う卒業生の学修成果、資格取得状況、進路状況の把握、入試方法の妥当性などとともに、その都度検討され、見直しを図っている。それらの資料は外部評価委員会にも供され、委員でもある天童高等学校校長だけでなく、山形学園園長、天童市副市長などからも意見をうかがうことにしている。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

入学者受入れの方針が、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示す文章になっているか、なお検討する必要がある。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

なし。

[テーマ 基準 I-C 社会貢献]

<根拠資料>

ウェブサイト) ゆうキャンパス NAVI 大学コンソーシアムやまがた <https://consortium-yamagata.jp/navi/> (consortium-yamagata.jp)

ウェブサイト やまがた社会共創プラットフォーム <https://www.yamagata-u.ac.jp/yamapura/>

ウェブサイト 山形県産業教育振興会 <https://www.yamagata-sanshin.jp/index.php?no=p0103>

ホームページ 自己点検・評価報告書

<https://uyo.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/2023/06/R4jikotenken-uyo.pdf>

羽陽学園短期大学と舟形町との連携に関する協定書

山形県立天童高等学校と羽陽学園短期大学との連携に関する協定書

[区分 基準 I-C-1 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

<区分 基準 I-C-1 の現状>

地域住民に対して生涯にわたる学習の機会を提供するなど、地域の様々なニーズに応じた地域貢献の取り組みは、学内における教育及び研究と同様に、本学が地域の高等教育機関として求められ、また果たすべき役割であることを教職員間で共有し、実施している。この社会貢献への取り組みについては学則第 12 条に明記されている。(羽陽学園短期大学学則)

地域・社会に向けた事業として、正規授業については一般へは開放していないが、高等教育機関として大学における研究の成果を公開することを目的として年 1 回 1 日の日程で公開講座を開催している。毎回、幼児教育や介護福祉など本学と関わりのあるテーマを設定し、幼児教育者や福祉従事者はもとより広く一般市民の方々の参加を得て、新しい保育のあり方やより良い福祉のあり方を共同で模索し続けている。令和 6 年度は、本学の花田嘉雄教授、城山萌々講師が担当し、本学学内・図工室を会場として、「デコボコたんけんたい!」というテーマで 9 月 14 日(土)に実施した。参加者は、午前の部 4 組 9 名、午後の部 1 組 3 名、合計 12 名(託児利用 2 名)であった。

また、本学独自の社会貢献活動としては、障害児保育研究センターの活動がある。

(本文中では「障がい」ではなく「障害」と表記する。)

本学では、昭和 59 年に学内に障害児保育研究センターを設置し、本学附属幼稚園及び認定こども園と協力して、個別支援を必要とする幼児の保育研究に取り組んでいる。春期には、観察が必要と思われるケースについてセンター所員が巡回し、観察及び担当保育者等への助言を実施している。秋期には、保護者から相談希望のあったケースについてセンター所員が巡回し、相談を実施している。また、子ども相談室を設けて、地域の保育者並びに保護者がその保育、育児において助言を必要とする幼児に関する相談を行い、地域社会の教育、福祉の充実に貢献している。なお、活動の内容は障害児保育研究センター活動報告書で公表している。(障害児保育研究センター活動報告書)

障害児保育研究センター 令和 6 年度活動状況

I. センターの状況

令和 6 年度のセンター所員数は、本学所属所員 6 名、附属園 (6 園) 所属所員 6 名の計 12 名であった。相談事例の中で、発達、福祉や教育分野にかかわる相談については、教育学、心理学、社会福祉学、保育学を専門にする委員が、医学的な問題と絡む相談については、看護師・保健師の資格がある委員が対応している。附属園からの相談については、特に問題となるとされる事例について限定して相談を受けるようにしている。

II. 「子ども相談室」の活動

「子ども相談室」の対象は、学内施設への来所及び巡回指導を希望する近隣市町の幼児教育・保育施設等(本学附属幼稚園を含む)の園児とその保護者である。地域の障害児、障害を有する可能性があると思われる児、発達上気になる点があると思われる児及びその家族、保護者等に対して、育児・保育上の相談指導に当たっている。令和6年度の相談状況は以下のようである。

◎令和6年度相談件数(2025年3月31日現在)

- ・来所・訪問相談 のべ 9件(巡回相談3件、教育相談3件、訪問相談3件)
- ・その他所員による巡回相談・教育相談 計23件

◎巡回施設

- ・山形市: 鈴川幼稚園、鈴川第二幼稚園、このみ保育園
- ・天童市: たかだま幼稚園、天童なでしここども園
- ・鶴岡市: 大宝幼稚園

◎主な相談内容

指示の理解、気持ちの切り替え、癩癩、友だちとの関わり、気持ちの表現、言葉の発音、言葉の遅れ、偏食、強いこだわりへの対応等

III. 附属園(幼稚園・幼保連携型認定こども園)との協力

本センターの所員として、各附属園に1名ずつ、計6名の委員が割り当てられている。例年、5月から7月にかけて、各園で観察が必要と思われるケースについて、本学所属の所員が巡回して、各ケースについて観察し、担任及び教務主任等へのアドバイスを行っている。令和2年度までは、例年7月に附属園からの所員を含めてケース検討会を行い、各ケースの分析とその指導方法についての共有化を図っていた。令和3年度よりケース検討会は設けず、経過観察をしながら、秋季に相談業務を行うこととした。この処遇の実効性については、継続して評価していく。

附属園の保護者からの教育相談について、9月から11月にかけて本学所属の所員が巡回し、相談にのっている。新型コロナウイルス感染症の位置づけについて、第2類相当の扱いが令和5年5月8日より第5類に変更されたことに加えて、附属園側の感染対策もあって、今年度も実施することができた。

IV. 所員の研究活動

令和6年度の所員による研究発表の主なものは、以下の通りである。

1. 羽陽学園短期大学令和6年度紀要掲載分

松田水月、宮地康子『本学専攻科における介護福祉士国家試験受験生の結果と考察』

2025年2月 羽陽学園短期大学紀要 第12巻第3号

宮地康子、松田水月『専攻科福祉専攻学生に対する学修支援の取り組みの検討(1)

—前期課程までの学修・生活意欲に関するアンケートを用いて—』

2025年2月 羽陽学園短期大学紀要 第12巻第3号

渡辺聡『インクルーシブ保育を充実させる保育者意識の検討—保育者アンケートを

もとにした自立と関わり意識を育てる環境改善に向けて—』

2025年2月 羽陽学園短期大学紀要 第12巻第3号

木村重子『保育者養成課程における領域「言葉」指導へのSDGsに関する観点の導入についての一考察』2025年2月 羽陽学園短期大学紀要 第12巻第3号

2. 障害児保育研究センター令和6年度活動報告書記載分

木村重子『絵本の読み聞かせ活動は子どもの成長に大きく影響する』(2025年3月)

地域・社会の地方公共団体、企業(等)、教育機関及び文化団体等との連携としては、昭和63年、山形県私立短期大学協会の設立以来、定期的に会合を開き、研究の奨励など、短期大学としての課題解決に向けて連携協力している。平成16年度に設立され、本学も参加している山形県と県下の大学・短大・高等専門学校の連合組織である「大学コンソーシアムやまがた」では、学生

募集のための共同の学校説明会や出前講義などを毎年定期的で開催している。(ウェブサイト [ゆ
うキャンパス NAVI](http://yuk-campus.navi) | [大学コンソーシアムやまがた \(consortium-yamagata.jp\)](http://consortium-yamagata.jp))

令和元年からは、山形大学、東北公益文化大学、東北文教大学、鶴岡高等工業専門学校及び地元自治体と「山形県未来創造プラットフォーム」を形成し、共同で教職員のSD研修などを実施してきた。このプラットフォームは、令和4年10月から、県内の高等教育機関やすべての自治体及び主要な産業界代表が加盟する「やまがた社会共創プラットフォーム」へと発展的に解消されたが、本学は引き続き地域プラットフォームを通じて地域の自治体・産業界や教育機関と連携して、地域に必要な人材の養成に努めている。(ウェブサイト [やまがた社会共創プラットフォーム https://www.yamagata-u.ac.jp/yamapura/](https://www.yamagata-u.ac.jp/yamapura/))

令和3年度からは、山形県産業教育振興会に役員として参加し、工業科・商業科・看護科・総合科をもつ県内高等学校との連携を強化している。(ウェブサイト [山形県産業教育振興会/本会の概要/役員 https://www.yamagata-sanshin.jp/index.php?no=p0103](https://www.yamagata-sanshin.jp/index.php?no=p0103))

山形県の最上地方にある舟形町とは、平成29年に連携協定を結び、保育所の職員研修に本学教員を派遣する等、地域の子育てを支援してきた。コロナ禍後の実績はない。(羽陽学園短期大学と舟形町との連携に関する協定書)

本学の地元にある山形県立天童高等学校(以下、天童高校)とは、平成22年度から、高大連携事業として、本学の授業への高校生への参加と本学教員による天童高校での授業を行ってきたが、令和3年10月には正式に連携協定を締結した。天童高校とは、毎年2月に意見交換会を開催し、幼児教育関連と福祉関連と合わせて、振り返りと翌年度の計画を協議して連携活動を実施している。(備付9. 山形県立天童高等学校と羽陽学園短期大学との連携に関する協定書) 令和6年度も本学2年次に開講している「保育実践研究Ⅲ」(音楽・美術・体育・心理学・保育学の7名の教員によるチームティーチング)の一部を平成22年度から天童高校の生徒が受講している。この授業は本学2年生が1年次で学んだ様々な成果を総合化して、幼児対象の遊び場を企画、設計、製作、そして実践、振り返りを行うものである。実践の機会として、6月に2日間開催されるYBC山形放送企画「子育て応援団・すこやか」のブースでの活動を行っている。なお、この企画は山形県、山形市、山形県医師会及び山形放送等で構成する子育て応援団実行委員会が主催するもので、地域社会の行政や関係団体との交流活動ともなっている。新型コロナウイルス感染症流行以降、テレビ番組への変更や2会場開催などの変則的な実施が続いたが、今年度より、従来開催を行っていた山形ビッグウイングに会場が戻った。その会場のイベントに協力という形で天童高校生が参加した。学生がつくった遊び場で、学生たちの活動を参考に地域の子ども達と一緒に遊ぶ体験をした。

天童高校の生徒(12名)への幼児教育系の講義は、以下の通り行われた。

- ① 6月4日(火)11:00~11:50
講義「保育と子どもの育ち」 主担当：高桑秀郎教授 補助：木村重子講師
- ② 6月11日(火)10:50~11:35
「子どもと遊び」 主担当：高橋寛教授 補助：白崎直季准教授
- ③ 6月14日(金)12:35~13:25
「子どもと表現」 主担当：花田嘉雄教授 補助：城山萌々講師
- ④ 6月26日(水)16:20~17:10
「すこやか2024の遊び場について」
主担当：高桑秀郎教授 補助：城山萌々講師
- ⑤ 6月29日(土)、30日(日)9:30~16:30
子育て応援団『すこやか2024』における山形ビッグウイング内の遊び場で実施
担当：高橋寛教授、高桑秀郎教授、花田嘉雄教授、白崎直季准教授
城山萌々講師、密城吉夫講師、木村重子講師
- ⑥ 7月18日(木)11:00~11:50
「活動の振り返り」 主担当：花田嘉雄教授 補助：密城吉夫講師

また、天童高校総合科福祉保育総合系列選択の2年生(13名)・3年生(13名)に対しては、本学専攻科教員が介護福祉についての実習の事前・事後指導の授業を行っている。専門的な視点からの指導や助言、生徒とのディスカッションを通して、福祉についての生徒の学びを深める取り組みとなっている。福祉系の講義は、以下の通り行われた。

① 8月27日(火) 12:35~14:25

「3年次実習事後指導(実習のまとめに対する指導及び助言)」

担当：伊藤和雄准教授

② 9月9日(月) 13:35~15:25

「2年次実習事前指導(訪問介護実習の事前学習コミュニケーションについての指導助言)」

担当：伊藤和雄准教授

③ 11月25日(月) 13:35~15:25

「2年次実習事後指導」

担当：伊藤和雄准教授

④ 12月16日(月) 13:35~15:25

「介護に必要な看護の基礎知識(血圧測定など)」

担当：宮地康子准教授

本学教員は自治体などからの講師派遣や各種審議会の委員など地域の要請に応じて、行政、教育機関及び文化団体の支援活動を行っている。

令和6年度の実施は以下の通りである。(順不同)

地方自治体、公益法人等の活動への協力

山形市社会福祉事業団運営協議会、天童市社会福祉協議会、宮城県教育委員会地域連携型学校防災体制等構築推進事業(宮城県教委指定)、山形県私立学校総連合会、山形県私立短期大学協会委員、山形県幼稚園教育課程研究協議会、山形県しあわせ子育て応援部山形県保育士サポートプログラム推進会議、山形県社会福祉協議会、山形県幼稚園認定こども園協会、山形県私立幼稚園・認定こども園基本研修運営協議会、天童市児童福祉審議会、山形市民生委員推薦会、山形市民間立保育園・認定こども園協議会、鶴岡市民間保育協議会、山形県総合社会福祉基金、山形県産業教育振興会、やまがた社会共創プラットフォーム

各種委員会委員、理事、評議員など

山形陸上競技協会主催競技会競技役員、県高体連主催競技会競技役員、東北学生陸上競技連盟主催競技会競技役員、山形県私立短大協会役員会、全保養協東北ブロック支部山形県理事、大学コンソーシアムやまがた幹事、全保養協東北ブロック支部山形県理事、夢をかなえるプロジェクト、特別養護老人ホーム長生園評議員、山形市社会福祉事業団運営協議会委員長、山形県社会福祉協議会委員長、天童福祉厚生会評議委員会、山形県保育士サポートプログラム推進会議委員、天童市児童福祉審議会会長、短期大学認証評価訪問調査評価委員、山形県福祉人材センター運営委員会委員、保育士試験実技試験採点委員、平和コンサート実行委員会、山形市女声合唱連盟理事長、音楽集団「みゅ〜じ館」代表、山形大学地域教育文化学部倫理委員会、天童市立長岡小学校評議員、山形県立天童高等学校学校評議員、社会福祉法人羽陽の里苦情対応委員会、羽陽の里たかだま運営推進会議、社会福祉法人天童福祉厚生会評議委員会、社会福祉法人愛泉会評議員会、JAF日本自動車連盟山形支部交通安全実行委員会、山形県社会福祉協議会運営委員会、山形県しあわせ子育て応援部、社会福祉法人松寿会評議委員会、社会福祉法人偕寿会評議委員会、社会福祉法人山形県済生会ケアフォーラム審査委員、社会福祉法人愛泉会グループホームぶどうの木第三者委員会、山形市介護保険認定審査会、山形市社会福祉事業団運営協議会、鶴岡市民間保育協議会、山形県看護協会職能委員会、社会福祉法人慈敬会評議員、ダイバーシティ推進ネットワーク、山形県教員質向上協議会、天童市児童福祉審議会、山形県美術連盟、天童市スポーツ推進審議会、山形県幼稚園・認定こども

園基本研修運営協議会、保育士養成セミナー全国大会実行委員会、全国保育士養成協議会東北ブロック研究委員、東北心理学会、山形県私立短期大学協会、山形県総合社会福祉基金委員、山形コンソーシアムやまがたダイバーシティ推進ネットワーク委員、山形市民生委員推薦委員会、天童市スポーツ推進審議会

講師・実技指導など

ラ・ムータ(指導&指揮)混声合唱団、サンデーステージ 10 周年記念公演、天童市音楽協会男声合唱団ラ・ジケローソ(指揮)、東北マンドリン連盟東北マンドリンフェスティバル、タウベンコール常任指揮者、御徒町フラウエンコール常任指揮者、県立寒河江工業高等学校創立記念イベント校歌CD 制作発表、天童市芸術文化協会天童市クリスマスコンサート、村山教育事務所主催幼児教育研究協議会の助言者、山形県幼稚園教育課程研究協議会(村山地区)助言者、山形県私立幼稚園・認定こども園教員研修大会酒田大会指導助言者、山形県私立幼稚園・認定こども園教員研修大会(酒田大会アテネ認定こども園他)助言者、被災地訪問前の防災学習(白石市立大平小学校)、教育研究会生活・総合部会講演『架け橋期の安全指導』(塩竈市)、教育研究会講演『食でとらえる 3.11 - 避難所・給食・備蓄品』(利府町)、全校防災講話(米沢市立興譲小学校)、被災地への修学旅行前防災学習(天童市立山口小学校)、国公幼こども園宮城支部登米大会登米市教育支援センター講演、山辺町教育委員会教育課講演、登米地方保育所協議会 4 歳児部会の講演、天童市立長岡小学校講演、塩竈市教育委員会学校教育課講演、宮城県大河原産業高校講演、名取市立増田保育所就学に向けた年長児向けの講話、ゆりが丘小学校区地域学校協働本部出前授業と講演、塩竈市立第一中学校家庭科保育領域の出前講座、寒河江市しらいわ保育所職員等研修、千歳認定こども園研修、障がい児保育研究センター附属園の春期・秋期巡回相談(園児の観察、助言)、このみ保育園研修会、介護福祉士園内職員研修養成施設協会全国教職員研修会、天童市子育て支援課介養協全国教職員研修会、天童市議との意見交換会、山形市平和コンサート、山形市女声合唱祭、女声合唱団タウベンコール定期演奏会、男声合唱団ラ・ソジケローソ定期演奏会、アンサンブル・ルポゼ定期演奏会、みゅ〜じ館コンサート、寒河江市少年少女合唱団定期演奏会、山形中央高校陸上競技部外部コーチ、山形陸上競技協会、山形県高校体育連盟、OKUTO SPORTS SQUARE いざ遊び場へ! 事務局、

高等学校等への模擬講義・進学ガイダンスなど

模擬授業・面接指導：天童高等学校、酒田光陵高校、鶴岡中央高等学校、置賜農業高校

進学ガイダンス：酒田光陵高校、鶴岡中央高校、谷地高校、慍山高等学校、左沢高校、東海大学山形高校、山形明正高等学校、上山明新館高等学校、高島高校、長井工業高校、南陽高等学校、九里学園高等学校、山形市立商業高等学校、東北文教大学山形城北高、米沢中央高、米沢工業高、庄内総合高校、新庄北高最上校、山形学院高校、山辺高校

学生の地域貢献は、幼児教育や福祉といった本学の特性から、ボランティア活動への関心や積極性が高い。地域行事への参加や施設の訪問などゼミやサークル単位で参加することが多く、活動は基本的に活発である。

ボランティアサークル「フレンズ」の活動は、7月29日学習支援教室「夏休み!うきうき福祉体験スクール」(参加学生：4名)、8月2日お化け屋敷ボランティア花田ゼミ、城山ゼミに同行(参加学生12名)、8月9日天童市夏祭り後のお祭り会場わくわくランド周辺のゴミ拾い活動(参加学生：7名)、9月14日赤い羽根共同募金活動への参加(参加学生：5名)、10月19日地域交流会「第三回天童コロニー祭り」に同行(参加学生：9名)、12月14日地域食堂ハッピースマイルの会の活動に同行(参加学生：7名)し、活動を行った。

また、ボランティアサークル「もんでらんど」については、令和6年度の参加は5回(6/22、7/6、7/14、10/6、11/10)であった。他に11/24モンテディオ山形第2回 スポGsサイエンスのボランティア(参加学生4名)、12/1子育て応援メッセ in むらやま2024ポポーまつり(学生参加5名)にて活動を行った。

大学改革推進センターに地域連携推進部門を設置し、学長、学科長の指導のもと教員4名と職員5名の計9名で部門会を組織し、地域連携に係る企画・調整と各教員の連携推進の状況把握、連携実績の共有と課題の整理等、単年度における自己点検・評価に関して検討することとしている。さらに、地域・社会への貢献に関する事項や実績報告に係り、短大全体で協議・共通理解を行う必要のある内容について、毎月の運営委員会並びに教授会に提案し協議した上で事業展開を図っている。

各教員による連携推進は地域・社会への貢献のみならず、本学の教育活動に対する理解を促進し、高等教育としての使命による地域還元に寄与するものにとらえ、各関係機関との情報共有と連携を密にして活動している。

令和6年度の公開講座は、9月土曜日の午前と午後の2回に分けて本学図工室においてワークショップ形式で開催し、本学の城山講師と花田教授が担当した。両回とも親子10組ほどと限定したことでアットホームな講座運営ができ、「楽しい発見がありました。とても勉強になった一日でした。」という参加者感想からもわかる通り、達成感を抱きながら有意義に参加する機会となった。

また、各教員が本学から地域や各種団体に出向いて行う講座等では、教員10名が総計182件の地域連携活動やボランティアに携わっており、専門的な知識・技能をもとに行う講演や講話、指導助言をはじめ出前講座や授業、会議や審議等の会合における協議に対して専門的な見地から参加貢献している。

さらに、学生のボランティア活動に関しても熱心な取組が見られ、福祉系のボランティアサークルでは「ハッピースマイルの会」などの地域交流活動をサポートしたり、もんてらんのサークルでは、モンテディオ山形の試合や地域貢献活動の一助を担うなど、赤い羽根共同募金活動や地区の夏祭りでゴミ拾いなど、身近な地域における奉仕活動を行ったりしており、地域や各種関連団体からの評価も高い。

なお、地方自治体、教育機関との連携協定に関しては、令和7年度に学内審議の上、本学の立地地域である天童市との協定締結に向けて準備することになっている。

<テーマ 基準 I-C 社会貢献の課題>

なし。

<テーマ 基準 I-C 社会貢献の特記事項>

なし。

[テーマ 基準 I-D 内部質保証]

<根拠資料>

自己評価委員会規程（諸規程）

学修成果

学習成果の自己評価

学修活動等の履歴の記録

FD・SD推進委員会規程（諸規程）

ホームページ 自己点検・評価報告書

<https://uyo.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/2023/06/R4jikotenken-uyo.pdf>

ホームページ FD・SD活動報告書

https://uyo.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/2023/10/2022_FD%E3%83%BBSReport.pdf

障害児保育研究センター活動報告書 [令和6年度]

ティーチングポートフォリオ

シラバス [令和6年度]

卒業生の職場アンケート

授業改善アンケート

卒業生・修了生アンケート

[区分 基準 I-D-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

<区分 基準 I-D-1 の現状>

自己点検・評価のための規程として、自己評価委員会規程を定めている。それに基づいて、学長、学科長、事務局長を含む9名のメンバーで自己評価委員会を組織し、自己点検・評価に関する事項を検討することとしている。

検討内容として、

- ① 自己評価の項目を設定し、自己評価を実施すること
- ② 自己評価の実施結果をまとめること
- ③ 自己評価の結果の活用を図ること
- ④ その他必要な事項を検討すること

を挙げている。（自己評価委員会規程）（諸規程）

自己点検・評価に関わって、短大全体で取り組む必要がある内容については、自己評価委員会が原案を作成して、運営委員会、教授会に提案し協議の上、進めている。

定期的な自己点検・評価報告書等の公表については、毎年自己点検・評価報告書とFD・SD活動報告書がそれぞれホームページ上で公表されている。（ホームページ 自己点検・評価報告書

<https://uyo.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/2023/06/R4jikotenken-uyo.pdf>

（ホームページ FD・SD活動報告書

https://uyo.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/2023/10/2022_FD%E3%83%BBSReport.pdf

自己点検・評価報告書の作成については、全教職員が必要な資料の作成に関わることを念頭に置いて、評価基準ごとに担当を決めて行っている。

自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れることについては、地元の県立高校長も委員として加わる外部評価委員会を開催しており、そこで出された意見等を自己点検・評価活動にも活かせるよう努めている。

自己点検・評価の結果は可能な限り活用に努めている。活用しているものとしては、シラバスの改定と、学生委員会による「新入生支援講座」の内容の修正・改善、FD・SD推進委員会が企画している公開授業や授業検討会、FD・SD懇談会が挙げられる。

シラバスは、項目に授業とディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーとの関連、授業各回のテーマ、内容、授業時間外学修についても示すように改定したことにより、各科目の担当教員の意識に変化が生じ、授業の充実に良い影響を与えている。

「新入生支援講座」についても、学生の実態をより考慮した内容としている。(シラバス)

公開授業や授業検討会、FD・SD懇談会の活用に関しては、具体的な実績となつてすぐに成果が表れるものではないが、教員の意識を変容し、新たな気付きを得ることによって、授業を始めとする諸々の教育・研究活動の修正・改善に活かされているものとなり、最終的に学生への指導や支援に還元されていると考えている。

「学修成果の自己評価」、「学修活動等の履歴の記録」については、半期ごとの記録と推移をまとめたシートを、各教員の担任の学生やゼミに所属する学生に教員が示しながら学修及び生活指導を行う取り組みを全学的に導入した。そのことにより、学生が自己評価の振り返りをしやすくなったことに加え、教員による学生の現況のより具体的な把握が可能となった。

[区分 基準 I-D-2 教育の質を保証している。]

<区分 基準 I-D-2 の現状>

学修成果を焦点とする査定の手法については、建学の精神と3つのポリシーに基づいて、以下のように、学修成果の評価の方針(アセスメント・ポリシー)を定め、機関レベル、教育課程レベル、科目レベル、それぞれの学修成果を査定している。

アセスメント・ポリシー(学修成果の評価の方針)

羽陽学園短期大学では、学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)、入学者選抜の方針(アドミッション・ポリシー)に基づき、機関レベル(短大)・教育課程レベル(学科・専攻科)・科目レベル(授業・科目)の3段階で学修成果を評価する方針を定めている。

機関レベル

幼児教育・保育・福祉の専門性を持った職業人として社会で活躍できることをディプロマ・ポリシーと掲げていますから、幼稚園教諭二種免許状及び保育士資格の取得状況、介護福祉士国家試験の合格率、専門職への就職率など、卒業・修了時の状況から学修成果を評価している。

教育課程レベル

幼児教育科及び専攻科、それぞれのカリキュラム・マップに示す学修成果に基づいて、3つのステップに分けて、(1)コミュニケーション力、(2)自分で考え、実践できる能力、(3)フィードバック能力、(4)学び続け、成長し続ける能力の4つの能力について達成状況の評価します。幼児教育科では、学期ごとの卒業要件の達成状況(単位取得状況・GPA)に基づいて学修成果の達成状況の評価している。専攻科福祉専攻では、介護福祉士養成施設協会主催の学力評価試験を通して専門的な能力について客観的な評価も併用している。

科目レベル

教員は、授業科目ごとにシラバスに記載された評価方法に則り厳正に到達目標の達成度を評価している。評価方法については、複数の観点と重みづけを公開し、厳格かつ公正に評価している。

学生による授業評価も行われており、各科目の担当教員は、自分の行った評価と合わせて、授業を振り返る材料としている。その反省をフィードバックさせながら、次年度の授業の目標や学修指導のねらい・方法を設定・計画し、改善を図ってアクティブラーニングとICT活用を考慮した授業実践に尽力している。(FD・SD活動報告書・ティーチングポートフォリオ)

また、短大全体としても、毎年FD活動の一環として、授業検討会において、学生による授業評価を基に授業改善について討議している。公開授業期間を設けてお互いに授業を参観したり、一つの授業を全員が参観したりした後、授業検討会を開いて学修指導の改善・向上を図ることも行っているが、そこで得られる示唆は、各自が担当する科目の学修成果の査定に活かしている。(FD・SD活動報告書)

以上、述べてきたように、授業(科目レベル)に関しては、教育の向上・充実のためのPDCAサイクルができていると考えている。

機関レベル、教育課程レベルの学修成果についての査定の手法としては、単位の認定や卒業・修了認定、資格取得、就職・進学率の把握ほか、学生による「授業改善アンケート」、「卒業生・修了生アンケート」、「卒業生の職場アンケート」の検討が挙げられる。「授業改善アンケート」については、従来FDネットワークつばさのフォーマットを活用していたが、令和4年度から本学独自の授業改善アンケートをGoogleフォームで作成し、活用している。(授業改善アンケート、FD・SD活動報告書)また、令和元年度より、ルーブリックを活用した学生の自己評価による「個人ポートフォリオ」(「学修成果の自己評価」と「学修活動等の履歴の記録」(授業時間以外の学修時間を含む))の記録を実施している。「学修成果の自己評価」、「授業時間以外の学修時間」、「卒業生・修了生アンケート」については、大学改革推進センターIR部門で定期的に集計と分析を行い、IRレポートとして教授会に報告されている。

また、「卒業生・修了生アンケート」については、就職指導委員会で集約された資料が教授会に提示されている。それらのデータを基に、教授会では学生の学修時間の現状や、卒業生・修了生による本学の教育に対する評価、職場側から見て評価できる点、できない点、学生による学修成果についての自己評価等、様々な指摘事項について共通理解を図るとともに、本学の教育課程の適切性を検討し、次年度の教育活動、進路指導の充実に活かすことができるように協議が行われている。(卒業生・修了生アンケート、卒業生の職場アンケート、個人ポートフォリオ(学修成果の自己評価、学修活動等の履歴の記録)、教授会資料・議事録)

単位については、各科目の成績評価を基にした修得状況が、教授会に資料として提示されて検討を加えた上で認定され、次年度の学修指導の向上に資するようにしている。

また、以前から実習については事前・事後指導も含め丁寧な指導を行っており、実習を核にした指導を行っている。本学では、学生が実習を行う際に、その実習に最低限必要な科目の履修が修了しているかどうかを確認する、実習開始要件を設定している。すなわち、授業で学んだ知識や理解、技術等を、学生が実践の現場でどれくらい活用できるか試す機会が実習であると捉えている。

実習を核にした指導の概要は、以下の通りである。

まず、実習を行う学生の巡回(訪問)指導を担当する教員を決める。実習が始まる前には、成果の多い実習になるようにその担当教員が事前指導を行って送り出す。学生は、実習においてできることとできないことがあるが、自分がうまくできなかったこと、つまり課題に気づいて、実習を終え本学に戻ってくる。担当教員は、事後指導を行い、学生に実習を振り返らせて評価をさせ、できたこととできなかったこと、納得したことや疑問に思ったこと等を確認させる。そして、また授業で学びながら自分の課題の改善を図り、次の実習で試してみる。

このようなPDCAサイクルを有する指導を実施しているのは、幼児教育も介護福祉も、実習を核とした理論と実践の行き来によるフィードバックによる学びが基本であるという認識が根本にあるからである。

学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令については、変更などを適宜確認し、常に法令を遵守するようにし、年度当初の教授会をはじめ教職員全体での適宜周知と共通理解・共通行動を心掛けている。なお、疑問点は、管轄官庁に問い合わせ確認している。

令和4年度に短期大学設置基準が改正となったが、当面、本学の教育目的の達成に支障がないと判断して、従来通りの教育体制で臨んでいる。

<テーマ 基準 I-D 内部質保証の課題>

なし。

<テーマ 基準 I-D 内部質保証の特記事項>

なし。

<基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

大学・短期大学基準協会の認証評価を受けた令和6年度自己点検・評価報告書の基準 I では、地元の自治体や事業所・高等教育機関との連携を強化する改善計画を示した。令和6年度には、各組織の活動もコロナ禍以前の姿に戻りつつあり、令和7年度に向けて地元自治体との連携強化を探った。

令和4年度に改定された短期大学設置基準に関しては、収容定員の改定を機に、令和7年度から対応すべく学則を変更することとして、教授会及び学園理事会の協議を経て文部科学省に届け出た。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

アドミッション・ポリシーについては、より適切に入学前の学習成果を把握・評価することを示すよう改訂する予定である。。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

＜根拠資料＞

羽陽学園短期大学学則

令和6年度シラバス（ホームページ）[シラバス - 羽陽学園短期大学](#)

学生便覧

学修の評価、卒業（修了）の認定基準（ホームページ）<https://www.uyo.ac.jp/evaluation/>

教授会資料

幼児教育科及び専攻科福祉専攻単位認定状況

羽陽学園短期大学ガイドブック

FD・SD活動報告書（ホームページ）[2024_FD・SDreport2.pdf](#)

カリキュラム・マップ

カリキュラム・ツリー

個人ポートフォリオ

IRレポート（教授会資料9月）

免許・資格修得率

[区分 基準Ⅱ-A-1 卒業認定・学位授与の方針に従って、単位授与、卒業認定や学位授与を適切に行っている。]

＜区分 基準Ⅱ-A-1 の現状＞

単位授与の要件については学則第5章教育課程及び履修方法等の中で定めており、具体的に単位の計算方法、単位の授与、学修評価の基準等を定め、示している。（羽陽学園短期大学学則）各教科の評価方法はそれぞれのシラバスの中で記載されている。（令和6年度シラバス）また、各授業科目の成績は「秀・優・良・可・不可」で表示するが、その評価基準はG P及びG P Aの定義とともに学生便覧に明記している。（学生便覧）

幼児教育科は学則第6章卒業等の中で、卒業の要件、在学年数及び必要単位数、本学において取得できる資格とその要件、学位授与について定めている。この中で、幼児教育科の卒業の要件は「本学を卒業するためには、学生は2年以上在学し、別表1に定めるところにより、基礎教養科目10単位以上、専門科目52単位以上、合計62単位以上を修得しなければならない。」（第30条）と定めている。さらに卒業及び学位の授与については「本学に2年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、別に定める学位授与の方針により、短期大学士の学位を授与する。」（第31条）と定めている。別途、卒業認定基準については、学生便覧に「本学幼児教育科は、学則に定められた62単位以上を修得するとともに、ディプロマ・ポリシーに従い、幼稚園教諭二種免許状、保育士資格、社会福祉主事任用資格のいずれか一つ以上の要件を満たした場合、教授会で厳正に審査した上で、卒業を認定し短期大学士の学位を授与する」と明確に示している。卒業証書・学位記の授与については「学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書・学位記を授与する。」（第31条第2項）としている。

専攻科福祉専攻では学位の授与は行っていないが、学則第10章専攻科福祉専攻の中で、「本専攻科を修了するためには、学生は1年以上在学し、第48条に定めるところにより62単位以上を修得しなければならない」（第49条）としている。修了認定基準については、「本学専攻科福祉専攻は、学則に定められた62単位以上を修得するとともに、ディプロマ・ポリシーに従い、介護福祉士国家試験受験資格の要件を満たした場合、教授会で厳正に審査した上で、修了を認定する。」と学生

便覧に明確に示している。学則は学生便覧に掲載されており、単位授与、卒業認定や学位授与に関する要件は周知されている。学外にはホームページで、学修の評価、卒業の認定基準を表明している。(ホームページ 学修の評価、卒業(修了)の認定基準 <https://www.uyo.ac.jp/evaluation/>)

尚、幼児教育科で取得できる免許状及び資格の種類は、幼稚園教諭二種免許状、保育士資格、社会福祉主事任用資格であり、それらの資格要件は、学則第32条に規定されている。専攻科福祉専攻で取得できる免許状及び資格の種類は、介護福祉士国家試験受験資格、社会福祉主事任用資格であり、それらの資格要件は、学則第50条に規定されている。

単位の実質化を図っており、各学期の履修登録単位数の上限を定め、学生便覧に掲載している。令和6年度幼児教育科は、1年前期29単位、1年後期30単位、2年前期13単位、2年後期21単位であった。上限緩和単位数の対象者「GPA上位2分の1に属するもの又はそれに準じるもの」の判断については、毎年4月学生委員会で確認している。専攻科福祉専攻については、1年間の課程のためCAP制を実施していない。(教授会資料)

単位授与の適切な運用について、幼児教育科は学生委員会、専攻科福祉専攻は専攻科委員会でそれぞれ点検している。また、卒業認定や学位授与、資格要件については、学生委員会、専攻科委員会で点検した後に運営委員会、教授会で諮る運用をしており、適切に行っている。幼児教育科の令和6年度成績評価の分布は、単位認定状況の通りである。成績評価は、科目ごとに筆記試験、実技試験、レポート、発表、制作物の提出などの多様な方法で評価しており、教科の特性に合わせた公平で客観的な評価となるよう努めている。また、授業実施回数の3分の1以上を超過した欠席による受験資格喪失の規定を遵守している。単位の修得状況は全体的に良好であり、本試験と追・再試験によりほとんどの学生が単位を修得している。(幼児教育科及び専攻科福祉専攻単位認定状況)

本学では、進級判定を行っていない。1年次に取得できなかった単位は2年次で取得できるよう、個別に時間割を組むなどして対応している。また、卒業単位を満たしているが、資格に必要な単位が不足している学生に対しては、卒業後、科目等履修生として必要な単位を取得するようにしている。

令和6年度幼児教育科単位認定状況

区分	授業科目名	授業形態	履修人数	クラス数	単位の認定方法					単位の取得方法					成績評価					担当教員数	備考	単位修得率	
					筆記試験	レポート	課題等	実技試験	その他	本試験	追試・再試	その他	不可等	計	秀	優	良	可	不可等				
基礎 教養 科目	基礎教養入門	講義	56	1						55	0	0	1	56	0	92.9	5.4	0	1.8	10		98.2	
	倫理学	講義	21	1	○	○				21	0	0	0	21	38.1	57.1	4.8	0	0	1		100	
	文学	講義	6	1		○				6	0	0	0	6	0	66.7	33.3	0	0	1		100	
	日本国憲法	講義	69	1	○	○	○			65	2	0	2	69	7.2	8.7	43.5	37.7	2.9	1		97.1	
	経済学	講義	35	1	○	○	○			34	0	0	1	35	28.6	28.6	25.7	14.3	2.9	1		97.1	
	総合科目	講義	27	1		○				27	0	0	0	27	3.7	66.7	29.6	0	0	1		100	
	英語コミュニケーション	演習	55	3	○		○			54	0	0	1	55	47.3	16.4	16.4	18.2	1.8	1		98.2	
	体育講義	講義	55	3	○					54	1	0	0	55	32.7	45.5	18.2	3.6	0	1		100	
	体育実技	実技	55	3			○			54	0	0	1	55	21.8	69.1	5.5	1.8	1.8	2		98.2	
	幼児と健康	演習	56	2			○			55	0	0	1	56	12.5	64.3	17.9	3.6	1.8	1		98.2	
	幼児と人間関係	演習	55	2			○			55	0	0	0	55	10.9	60	27.3	1.8	0	1		100	
	幼児と環境	演習	56	3			○	○		55	0	0	1	56	10.7	73.2	14.3	0	1.8	1		98.2	
	幼児と言葉	演習	56	2			○	○		55	0	0	1	56	1.8	23.2	66.1	7.1	1.8	1		98.2	
	幼児と表現	演習	55	2			○			55	0	0	0	55	5.5	36.4	49.1	9.1	0	4		100	
	専 門 科 目	幼児教育者論	講義	56	2	○				53	2	0	1	56	32.1	58.9	7.1	0	1.8	1		98.2	
教育原理		講義	56	2	○		○		55	0	0	1	56	23.2	55.4	16.1	3.6	1.8	1		98.2		
教育心理学		演習	55	2	○				55	0	0	0	55	58.2	32.7	3.6	5.5	0	1		100		
発達心理学		講義	55	2	○	○			55	0	0	0	55	21.8	41.8	25.5	10.9	0	1		100		
教育の制度と経営		講義	68	2		○	○			68	0	0	0	68	16.2	30.9	23.5	29.4	0	1		100	
保育・教育課程論※		講義																					
教育の方法と技術		講義	55	2		○	○			55	0	0	0	55	16.4	54.5	25.5	3.6	0	1		100	
特別支援教育入門		演習	68	2		○	○			68	0	0	0	68	16.2	26.5	42.6	14.7	0	1		100	
保育内容指導法		演習	55	2		○	○			55	0	0	0	55	0	36.4	50.9	12.7	0	2		100	
保育内容(健康)の指導法		演習	69	2		○	○			68	0	0	1	69	0	18.8	56.5	23.2	1.4	1		98.6	
保育内容(人間関係)の指導法		演習	69	2		○				68	0	0	1	69	21.7	37.7	33.3	5.8	1.4	1		98.6	
保育内容(環境)の指導法		演習	55	3		○	○			55	0	0	0	55	29.1	49.1	20	1.8	0	1		100	
保育内容(言葉)の指導法		演習	69	2			○			68	0	0	1	69	0	27.5	46.4	24.6	1.4	1		98.6	
保育内容(表現(音楽))の指導法		演習	69	2		○	○			68	0	0	1	69	2.9	46.4	43.5	5.8	1.4	2		98.6	
保育内容(表現(造形))の指導法		演習	69	4		○	○			67	0	0	2	69	10.1	27.5	36.2	23.2	2.9	1		97.1	
保育内容(表現(身体))の指導法		演習	69	3		○	○			68	0	0	1	69	7.2	63.8	18.8	8.7	1.4	1		98.6	
幼児理解と教育相談		演習	69	2		○	○			68	0	0	1	69	30.4	30.4	24.6	13	1.4	1		98.6	
保育・教職実践演習(幼稚園)		演習	67	3		○	○			67	0	0	0	67	0	23.9	49.3	26.9	0	3		100	
幼児と音楽A(器楽)		演習	56	3		○		○		54	1	0	1	56	5.4	42.9	50	0	1.8	4		98.2	
幼児と音楽B(器楽)		演習	55	3		○		○		55	0	0	0	55	3.6	36.4	60	0	0	4		100	
幼児と造形A		演習	56	3		○	○			55	0	0	1	56	35.7	46.4	14.3	1.8	1.8	1		98.2	
幼児と造形B		演習	37	2		○	○			37	0	0	0	37	5.4	59.5	29.7	5.4	0	1		100	
教育実習指導		演習	56	1		○	○			55	0	0	1	56	19.6	48.2	30.4	0	1.8			98.2	
教育実習Ⅰ		実習	55			○	○		○	55	0	0	0	55	0	23.6	63.6	12.7	0			100	
教育実習Ⅱ		実習	66			○	○		○	65	0	0	1	66	1.5	27.3	56.1	13.6	1.5			98.5	
教育実習Ⅲ		実習	4			○	○		○	4	0	0	0	4	25	50	25	0	0			100	
情報処理演習		演習	67	4			○	○		60	7	0	0	67	14.9	34.3	25.4	25.4	0	2		100	
保育原理		講義	56	2		○				55	0	0	1	56	5.4	60.7	32.1	0	1.8	1		98.2	
保育原理Ⅱ		講義	31	1		○				31	0	0	0	31	12.9	45.2	22.6	19.4	0	1		100	
子ども家庭福祉		講義	55	2		○	○			55	0	0	0	55	80	12.7	5.5	1.8	0	1		100	
社会福祉概論		講義	56	2		○	○			54	1	0	1	56	33.9	46.4	17.9	0	1.8	1		98.2	
子ども家庭支援論		講義	68	2		○	○			68	0	0	0	68	25	51.5	23.5	0	0	1		100	
社会的養護Ⅰ		講義	56	2		○	○			55	0	0	1	56	35.7	41.1	16.1	5.4	1.8	1		98.2	
社会的養護Ⅲ		講義																					
子ども家庭支援法		講義	55	2		○				55	0	0	0	55	7.3	89.1	3.6	0	0	1		100	
子どもの保健Ⅰ		講義	56	2		○				55	0	0	1	56	7.1	67.9	21.4	1.8	1.8	1		98.2	
子どもの保健Ⅱ		講義	30	1		○	○			30	0	0	0	30	53.3	3.3	33.3	10	0	1		100	
子どもの食と栄養		演習	55	3		○	○			55	0	0	0	55	5.5	65.5	21.8	7.3	0	1		100	
保育内容総論		演習	55	3		○	○			55	0	0	0	55	5.5	40	47.3	7.3	0	1		100	
児童文化		講義	56	2		○	○			55	0	0	1	56	0	23.2	67.9	7.1	1.8	1		98.2	
乳児保育Ⅰ		講義	56	2		○				55	0	0	1	56	82.1	12.5	3.6	0	1.8	1		98.2	
乳児保育Ⅱ		演習	55	3		○	○			55	0	0	0	55	0	27.3	67.3	5.5	0	1		100	
子どもの健康と安全		演習	69	2		○	○			68	0	0	1	69	17.4	26.1	44.9	10.1	1.4	1		98.6	
社会的養護Ⅱ		演習	69	2		○	○			65	2	0	2	69	17.4	30.4	49.3	0	2.9	1		97.1	
子育て支援		演習	68	2		○	○			68	0	0	0	68	5.9	41.2	45.6	7.4	0	2		100	
保育実習指導Ⅰ	演習	55	1		○	○			55	0	0	0	55	5.5	54.5	38.2	1.8	0			100		
保育実習保育所	実習	68			○	○		○	68	0	0	0	68	10.3	41.2	47.1	1.5	0			100		
保育実習施設	実習	68			○	○		○	68	0	0	0	68	14.7	36.8	32.4	16.2	0			100		
保育実習指導Ⅱ	演習	68	1		○	○			67	0	0	1	68	8.8	44.1	39.7	5.9	1.5			98.5		
保育実習Ⅱ	実習	67			○	○		○	67	0	0	0	67	0	44.8	49.3	6	0			100		
保育実習指導Ⅲ	演習	0	1																				
保育実習Ⅲ	実習	0																					
保育実践研究Ⅰ	演習	27	1		○	○			27	0	0	0	27	3.7	59.3	29.6	7.4	0	6		100		
保育実践研究Ⅱ	演習	36	2		○	○			36	0	0	0	36	2.8	47.2	38.9	11.1	0	1		100		
保育実践研究Ⅲ	演習	51	1		○	○			49	0	0	2	51	17.6	56.9	19.6	2	3.9	7		96.1		
子どもの生活と福祉	演習	9	1		○				9	0	0	0	9	11.1	88.9	0	0	0	4		100		
介護福祉総論Ⅰ	演習	22	1		○	○			22	0	0	0											

令和6年度 専攻科福祉専攻単位認定の状況表

区分	授業科目名	授業形態	履修者数	クラス数	成績評価の方法						単位の取得方法				最終評価(%)					担当教員数	備考
					筆記試験	レポート	課題等	実技試験	その他	本試験	追試・再試	その他	不可等	計	秀	優	良	可	不可		
1	社会の理解	講義	28	1	○	○				27	1	0	0	28	3.6	39.3	57.1	0.0	0.0	1	
2	介護の基本Ⅰ	講義	28	1	○					28	0	0	0	28	7.1	50.0	25.0	17.9	0.0	1	
3	介護の基本Ⅱ	講義	28	1	○	○				27	1	0	0	28	7.1	64.3	28.6	0.0	0.0	1	
4	介護の基本Ⅲ	演習	28	1	○			○		27	1	0	0	28	32.1	42.9	10.7	14.3	0.0	1	
5	介護の基本Ⅳ	講義	28	1	○					28	0	0	0	28	0.0	78.6	21.4	0.0	0.0	1	
6	介護の基本Ⅴ	講義	28	1		○	○			28	0	0	0	28	21.4	64.3	14.3	0.0	0.0	4	
7	コミュニケーション技術Ⅰ	講義	28	1			○			28	0	0	0	28	32.1	67.9	0.0	0.0	0.0	2	
8	コミュニケーション技術Ⅱ	演習	28	1	○					28	0	0	0	28	17.9	75.0	7.1	0.0	0.0	1	
9	生活支援技術Ⅰ	演習	28	1	○					27	1	0	0	28	0.0	46.4	32.1	21.4	0.0	3	
10	生活支援技術Ⅱ	講義	28	1	○					28	0	0	0	28	7.1	57.1	21.4	14.3	0.0	3	
11	生活支援技術Ⅲ	講義	28	1	○					28	0	0	0	28	28.6	42.9	10.7	17.9	0.0	1	
12	生活支援技術Ⅳ	演習	28	1			○		○	28	0	0	0	28	28.6	57.1	10.7	3.6	0.0	1	
13	生活支援技術Ⅴ	講義	28	1	○					28	0	0	0	28	3.6	60.7	35.7	0.0	0.0	1	
14	生活支援技術Ⅵ	講義	28	1	○					28	0	0	0	28	96.4	0.0	3.6	0.0	0.0	1	
15	生活支援技術Ⅶ	演習	28	1			○			28	0	0	0	28	53.6	32.1	14.3	0.0	0.0	1	
16	介護過程Ⅰ	講義	28	1	○					26	2	0	0	28	14.3	21.4	46.4	17.9	0.0	1	
17	介護過程Ⅱ	演習	28	1			○			28	0	0	0	28	3.6	50.0	32.1	14.3	0.0	5	
18	介護過程Ⅲ	演習	28	1				○		28	0	0	0	28	7.1	64.3	28.6	0.0	0.0	3	
19	介護総合演習Ⅰ	演習	28	1			○			28	0	0	0	28	3.6	53.6	42.9	0.0	0.0	3	
20	介護総合演習Ⅱ	演習	28	1		○	○			28	0	0	0	28	10.7	57.1	28.6	3.6	0.0	3	
21	介護実習	実習	28					○		28	0	0	0	28	0.0	53.6	42.9	3.6	0.0	4	
22	発達と老化の理解	講義	28	1	○					26	2	0	0	28	14.3	57.1	14.3	14.3	0.0	1	
23	認知症の理解	講義	28	1	○					28	0	0	0	28	14.3	71.4	14.3	0.0	0.0	3	
24	障害の理解	講義	28	1	○	○	○			28	0	0	0	28	25.0	64.3	10.7	0.0	0.0	1	
25	こころからだのしくみⅠ	講義	28	1	○					27	1	0	0	28	21.4	39.3	28.6	10.7	0.0	1	
26	こころからだのしくみⅡ	講義	28	1	○					28	0	0	0	28	14.3	71.4	14.3	0.0	0.0	1	
28	医療的ケアⅠ	講義	28	1	○	○	○			27	1	0	0	28	10.7	42.9	39.3	7.1	0.0	2	
29	医療的ケアⅡ	演習	28	1				○		28	0	0	0	28	0.0	53.6	46.4	0.0	0.0	2	
27	社会福祉演習	演習	28	1				○		28	0	0	0	28	17.9	35.7	46.4	0.0	0.0	4	

[区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。]

<区分 基準Ⅱ-A-2の現状>

幼児教育科では、幼稚園教諭二種免許状、保育士資格、社会福祉主事任用資格の取得にかかわる授業科目を体系的に編成し、それぞれ1年次から2年次への学修の流れの中で基礎から応用へ、理論から実践へと連なるように基礎教養科目と専門科目を開講している。以上の通り、教育課程編成・実施の方針、教育課程の編成は、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成し、実施されている。

専攻科福祉専攻では、養成校で保育士資格を取得した者が1年間で介護福祉士の受験資格が取得できる養成課程のため、資格取得に必要な科目単位は「社会福祉士及び介護福祉士法」によって内容が示されており、それに従った内容で、修了に必要な単位はそのまま介護福祉士受験資格を取得するための科目単位となるように教育課程を編成している。

本学の機関レベルの学修成果は、

- ・専門職としての自覚および技術
- ・専門性を持った職業人として社会で活躍でき、自己の向上と自己実現および生涯学習の足がかりを作ることができる能力

となっているが、教育課程は、この学修成果に対応した授業科目の編成となっている。

幼児教育科では、基礎教養科目においては「体育講義」、「体育実技」を必修とし、人文科学、社会科学、自然科学の各分野の科目を開講している。専門科目においては、幼児教育の専門職として働くために必要な資格・免許状取得に向けた科目や実習、実践研究を充実させており、教職課程認定を受けている。また、専門分野に対する視野を広げるために福祉分野の「社会福祉概論」、「社会的養護Ⅰ」を卒業必修科目とし、人間の成長・発達過程だけでなく老化の過程双方の観点から人間全体を俯瞰し、人間理解を深めることができるような教育課程を編成している。これをホームページで公開し、短期大学ガイドブック及び学生便覧等の印刷物で周知している。

(羽陽学園短期大学ガイドブック)

保育士の資格取得を前提に、介護福祉の分野を中心に学びを深化させる専攻科福祉専攻では、上述の通り、介護福祉士国家試験受験資格を取得することが学修成果といえ、この要件を満たすよう授業科目が編成されている。

本学では、教育課程レベルと科目レベルの学修成果を組み合わせ、機関レベルの学修成果が得られるよう授業科目の編成をしているが、それはカリキュラム・マップの形で学生便覧に掲載して学生に示している。人と関わる専門職として活躍できることを念頭に、科目レベルの学修成果は「コミュニケーション能力」、「自分で考え、実践できる能力」、「フィードバック能力」、「学び続け、成長し続ける能力」の各項目をそれぞれの授業科目に当てている。

本学は、専門職学科を設置していない。

幼児教育科、専攻科ともにシラバスには、学修成果、授業内容、予習・復習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等を明示している。シラバスは本学ホームページに掲載している。また、図書館に印刷されたシラバスを設置しており、学生がいつでも閲覧できるようにしてある。(令和6年度シラバス)

本学では、開講している全科目について、Googleフォームによる授業評価アンケート調査を最終授業時に実施し、教員は授業評価を定期的に受けている。教員各自が授業評価の結果を認識し、その後の授業改善に活用している。また、この結果を基に定例FD・SD懇談会で毎年一回、授業改善について話し合っている。学生による授業評価については、教員による個人目標の設定や振り返りの材料として活用されている。懇談会内容と結果一覧、教員の個人目標と反省は「FD・SD活動報告書」に掲載し、公表されている。自由記述欄の内容については、教員共有サーバ内で確認でき、次年度の授業に向けて有効に活用されている。(ホームページ [FD・SD活動報告書2024_FD・SDreport2.pdf](#))

本学の教員は次のようなFD活動を通して、授業担当者間での意思疎通、協力、調整を図り、担当授業・教育の方法の改善を行っている。年度当初に1年間のFD月目標を決め、毎月の月目標を定めて、目標を達成できるよう、その取り組み等について、定例のFD・SD懇談会で話し合い、情報を共有し、改善策について探っている。その際には学生の参加の機会もあり、学生の意見を参考に学生がより良い学修成果を上げられるような改善を試みるケースもある。また、学内公開授業・授業検討会を実施し、教員同士がお互いに授業方法を見学、意見交換、検討をする場を設けている。一昨年度より本学のFDの規程の中にティーチングポートフォリオの活用が明文化されたことにより、各教員がティーチングポートフォリオ作成と共に自らの教育活動を振り返りによる授業改善が行われている。複数で授業を担当している科目では、教員間で何度となく打ち合わせが行われ、授業内での学生の情報や、授業回ごとの担当、授業内容等について共通理解を図っている。本学は小規模の短期大学であり、教員数が少ないこともあって、教員間の意思疎通、協力・調整は行いやすい環境にある。

通信による教育を行う学科・専攻課程は設置していない。

幼児教育科及び専攻科福祉専攻の教育課程については、教員養成課程・介護福祉士養成課程、それぞれの養成カリキュラム基準の改定に合わせて、見直している。また、例年9月と3月定例教授会で学修成果の確認と見直しを行っている。令和6年度は12月教授会でカリキュラム・マップの点検を行い、学修成果のバランスを図るために幼児教育科のカリキュラム・マップを一部変

更した。なお、令和6年度にカリキュラム・ツリーを作成し、令和7年度から活用する予定である。(教授会資料)

〔区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。〕

<区分 基準Ⅱ-A-3の現状>

本学は、幼児教育や福祉の専門家を育成する養成校であり、専門科目中心のカリキュラムになっている。その中で、短期大学設置基準の教育課程の編成方針に従い、基礎教養科目として9科目16単位を開設し、卒業するためには10単位以上を修得することと学則30条に明記している。基礎教養科目は、人文科学、社会科学を中心に開設し、「総合科目」では担当教員の専門性を活かし社会科学に科学的視点を加えた授業を展開している。また、「基礎教養入門」は、1年次前期に開設し、初年次教育も兼ねている。専任教員がオムニバス形式で授業を実施しており、各教員が、学ぶとは、教養とは、プロ意識とは、専門職とは等をテーマに専門領域の視点から講義を行うことにより、専門教育との接続ができるよう配慮している。また、教養科目は1年次前期から2年次前期までに開設し、学生は自分の興味や関心に応じて選択できるように時間割を編成している。

本学では、学修成果と各授業科目との関係を示すカリキュラム・マップを作成している。基礎教養科目はステップ1の項目「コミュニケーション能力」を中心に養えるように、専門科目はステップ1に加えステップ2「自分で考え、実践できる能力」、「フィードバック能力」、ステップ3「学び続け、成長し続ける能力」を養えるよう設定している。カリキュラム・マップは学生便覧に示しており、ここで学生にも教養教育と専門教育との関連が明確に捉えることができるようになってきている。各授業のシラバスにも、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーとの関連を明確に示しており、教育課程の中での位置づけが分かるようにしてある。令和6年度は、教養科目、専門科目(基礎的理解から実践・実習まで)の位置づけを分かりやすくするためにカリキュラム・ツリーを作成し、令和7年度入学生から活用する予定である。(カリキュラム・マップ)(カリキュラム・ツリー)

教養教育の効果については、専門科目とともに量的データとして「個人ポートフォリオの学修成果ルーブリック及び学修活動等の履歴の記録欄の一日の平均学習時間」、「カリキュラム・マップのステップ項目ごとのGPA」、「単位修得率(令和6年度 幼児教育科及び専攻科福祉専攻単位認定状況)」、「免許・資格取得率」を測定している。また、「個人ポートフォリオの学修活動等の履歴の記録」の自由記述については、質的データとして測定している。(個人ポートフォリオ)(IRレポート(教授会資料9月))(免許・資格修得率)

さらに、本学の教育が卒業後の就職先でどのように評価されているかを測るために「卒業生の職場アンケート」を行っており、5段階による評価と自由記述から質的及び量的データとして測定している。また、令和元年度から、卒業及び修了後2年目の卒業生・修了生を対象に、教育課程や就職指導についてのアンケートを実施している。(卒業生修了生アンケート)

各科目では、Googleフォームによる授業改善アンケートを活用して授業の改善につなげ、カリキュラムについては専門科目の改定に合わせて検討し、改善している。

〔区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。〕

<区分 基準Ⅱ-A-4の現状>

本学では、短期大学設置基準の教育課程の編成方針と教職員免許法等の資格取得関係法令に従い、専門教育と教養科目を開設している。資格取得の科目は、資格取得に必要なものであるとともに、職業人としての心構えや進路選択に活かされるものであり、職業教育も兼ねている。さらに、

本学は幼児教育科及び専攻科福祉専攻（介護福祉士養成）のみを設置していることから、入学生の専門職への職業意識は高く、職業教育も効果的に実施されている。

教養科目では「基礎教養入門」を開設し、専任教員が自らの専門に基づいた講義を行い、専門科目の導入のための科目として、専門科目へのスムーズな接続を図っている。教養科目を含み全ての授業科目と学修成果との関係はカリキュラム・マップで学生に示されており、それぞれの授業科目のシラバスにもディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシー、取得資格・免許状との関連が示されていることから、卒業後の専門的職業人を目指す教育の実施体制は明確に示されている。

また、専門教育では、実習指導をはじめ各科目で幼稚園教諭、保育士、介護福祉士としての心構えなどを解説し、職業人としての意識付けや就職後の実践を通して専門をより深めることができるよう配慮している。その上で各種実習に臨むようにしており、事前事後指導や実習報告会、各科目での振り返りを丁寧に行うことによって、理論と実践を往還しながらの学びができるようにしている。

さらに、教養教育と専門教育の繋ぎを補完し、就職活動への準備として昭和63年から就職指導講座・実務教養講座を時間割に組み入れ実施しており、専門職就職への意識付けをより強いものにするよう配慮している。令和6年度は、外部講師による「卒業生による講話」、「ライフクオリティビューティーセミナー」、「笑顔・礼儀・マナー講座」、「金融講座」等を実施した。

専攻科福祉専攻では、介護福祉士養成施設協会主催の学力評価試験等を通して専門的な能力について、学生自身が客観的な評価を知り、専門職への意識を高め、介護福祉士国家試験に臨むよう配慮している。

職業教育の効果は、幼稚園教諭二種免許状及び保育士資格の取得率や介護福祉士国家試験の合格率とともに、専門職への就職率を指標として測定している。また、就職アフターケアとして、就職1年目に学生が就職した幼稚園、保育所、福祉施設などの巡回訪問をしており、学生の就職後の状況を把握するとともに、「卒業生の職場アンケート」を依頼し、本学の教育が就職先からどのように評価されているかを測っている。その結果を就職指導委員会で評価し、職業教育改善の資料としている。

幼児教育では子ども・子育て支援新制度の実施により、職場は幼稚園、認定こども園、保育所、小規模保育事業、児童福祉施設などと多様化している。地域のニーズに合わせて、多様化する就職先にも通用する能力を持った学生を今後とも育成していく。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

本学は幼児教育科のみの単科大学ということもあり、教職課程については学長と学生部長を中心とした管理職、及び教務課が法令由来事項の充足状況等を点検、確認し、IR推進部門、学生員会等のデータを基に運営委員会、教授会で教職課程の学修成果を評価していたが、令和6年度に学長の意を受け学生員会の下部組織として教職課程専門委員会を組織し、令和7年度から自己点検・評価、報告書の作成を行うこととなった。

今後も教職員は保育や介護の最新の現場状況を把握することに努め、授業等に活かしていくよう、常に心掛けていく。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

なし。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果]

<根拠資料>

カリキュラム・マップ
個人ポートフォリオ
実習ノート
単位修得率
免許・資格取得率
卒業生の職場アンケート
学生便覧 成績評価基準
令和6年度シラバス（データ）
教授会資料
介護福祉士国家試験合格率
卒業時満足度調査
在籍率
卒業率
進路・就職率

[区分 基準Ⅱ-B-1 短期大学及び学科又は専攻課程において、学習成果は明確である。]

<区分 基準Ⅱ-B-1 の現状>

本学では、機関レベルの学修成果として、「専門職としての自覚および技術」と「専門性を持った職業人として社会で活躍でき、自己の向上と自己実現および生涯学習の足掛かりを作ることができる能力」を挙げている。教育課程レベルの学修成果としては、4つの能力（「コミュニケーション能力」、「自分で考え、実践できる能力」、「フィードバック能力」、「学び続け、成長し続ける能力」）を定めている。科目レベルの学修成果としては14項目を定めており、各科目でそのいずれか一つを授業のねらいに組み入れ具現化し、教育課程を編成し、カリキュラム・マップに示している。

（カリキュラム・マップ）

学生はディプロマ・ポリシーに沿った免許状・資格取得を目的とし、全員の卒業生及び修了生が必要な単位を修得している。さらにほぼ全員が免許状・資格を活かした就職先に専門職として就職していることから、教育課程の学修成果には具体性があると言える。

幼児教育科および専攻科福祉専攻では、基礎データに示すように、休学・退学者も少なく、ほぼ全員が所定の期間で卒業していることから、教育課程の学修成果は一定期間内で獲得可能である。

学修成果については、質的データとして、「個人ポートフォリオの学修活動等の履歴の記録」、「実習ノート」で測定している。また、量的データとして「個人ポートフォリオの学修成果ルーブリック」、「カリキュラム・マップのステップ項目ごとのGPA」、「単位修得率（幼児教育科及び専攻科福祉専攻単位認定状況）」及び「免許・資格取得率」の4点で測定している。さらに、「卒業生の職場アンケート」では、5段階による評価と自由記述から質的及び量的データとして測定している。

（個人ポートフォリオ）（実習ノート）（単位修得率）（免許・資格取得率）（卒業生の職場アンケート）

以上より、短期大学及び学科又は専攻課程において、学修成果は明確である。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得状況を適切に評価している。]

<区分 基準Ⅱ-B-2の現状>

各授業科目の学修成果は、カリキュラム・マップに示してある通り、教育課程レベル（学科、専攻ごと）の学修成果である4つの能力（コミュニケーション能力、自分で考え、実践できる能力、フィードバック能力、学び続け、成長し続ける能力）を養うためのねらいの一つとして組み立てられており、対応している。

教員は、学則第25条（学修成果）や成績評価基準、及びシラバスに明記された各授業の評価方法・基準に基づき、学生の学修成果の獲得状況を適切に評価している。（学則）（学生便覧 成績評価基準）（令和6年度シラバス（データ））

教員の成績評価の状況については、幼児教育科、専攻科福祉専攻ともに、学生委員会及び専攻科委員会で示される成績一覧を基に把握・点検している。また、3月定例教授会において卒業・修了生の学修成果の獲得状況を最終確認するとともに、科目別GPAを基にした授業科目間の成績評価基準の平準化を図っている。（教授会資料）

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

<区分 基準Ⅱ-B-3の現状>

本学では、教務課、学生課などの関連事務部署と教員が連携し、学修成果の獲得状況を質的、量的データを用いて測定している。GPA分布は半期ごとに測定し、前期・後期に各1回定期的（前期分は10月、後期分は3月）に学生委員会で報告され、基準値を下回る学生には個別指導を行うなど、学生のGPAに応じた学生指導に活用している。単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率は教務課が中心となって測定しており、取得単位数、資格取得については、卒業・修了認定基準の要件となっている。令和6年度卒業生の学位取得率は100%、幼稚園教諭免許状取得率は95.6%、保育士資格取得率は97.1%、社会福祉主事任用資格取得率は100%であった。また、令和6年度修了生の介護福祉士国家試験受験資格取得率は100%、同国家試験合格率は100%であった。（介護福祉士国家試験合格率）

学生の学修の履歴は、「個人ポートフォリオ」、「カリキュラム・マップのステップ項目ごとのGPA」で測定している。実習についての業績の集積は、各自の「実習ノート」にまとめられており、実習担当教員が点検している。（個人ポートフォリオ）

学生調査や学生による自己評価については、半期ごとの「個人ポートフォリオ」等の記入と「卒業時満足度調査」を実施している。（卒業時満足度調査）卒業時満足度調査の結果はFD・SD活動報告書、大学ガイドブックで公表している。

同窓生への調査は、令和元年度から卒業及び修了後2年目の卒業生及び修了生を対象に「卒業生修了生アンケート」を実施して、教育課程、教職員との関わりが現在の仕事に役立っているかなどを調査し、その結果は9月教授会で説明され、教育課程等の改善について検討している。

雇用者への調査は、初年度の卒業生・修了生の県内の就職先については全て訪問することを基本とし、就職アフターケア巡回を実施しており、毎年、幼児教育科及び専攻科福祉専攻の卒業生・修了生の全ての就職先を卒業・修了時のゼミ担当が中心となって訪問し、卒業・修了生を激励するとともに、職場へのアンケートの依頼を行っている。令和6年度は隣接県以外の県外への職場訪問は見合わせ、電話連絡による確認及びアンケートの郵送、卒業生・修了生についての面談は、電話もしくはSNS等を利用して行った。訪問の場合は、職場での働きについて評価を口頭で聴取するとともに、就職先より卒業生の職場アンケートを回収している。就職先の評価及びアンケート結果から、卒業生・修了生は概ね高評価を受けている。

聴取した結果については令和6年度3月の定例教授会で前年度と比較し、ほとんどの項目において高評価と報告され、今後もこの評価を継続できるよう、引き続き手厚い指導を心掛けていくことにしている。

また、インターンシップは実施していないが、全学生が資格や免許状取得に直結する必修の実習を実施している。幼児教育科では、保育士資格取得のために保育所で20日間（4単位）、福祉施設で10日間（2単位）の保育実習、幼稚園教諭二種免許状取得のために幼稚園で20日間（4単位）の教育実習を行っている。更に、福祉コースは社会福祉実習（10日間）を必修として実施している他、選択実習として教育実習Ⅲ、保育実習Ⅲを実施している。令和2年度～令和4年度の教育実習については、コロナ禍のため、文部科学省からの通達に合わせて16日間（4単位）として実施したが、令和5年度からは新型コロナウイルス感染症のV類以降に伴い、従前に戻した。専攻科福祉専攻では、介護施設で37日間（6単位）の介護実習を行っている。留学は実施していない。大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率は、教務課が中心となって測定している。（在籍率）（卒業率）（進路・就職率）

測定した結果は、主に学生委員会、IR推進部門で点検・分析し、次年度の教育や指導に活かすようにしており、その結果は教授会に報告している。

[区分 基準Ⅱ-B-4 学習成果の獲得状況の公表に努めている。]

<区分 基準Ⅱ-B-4の現状>

本学では、教務課、学生課などの関連事務部署と教員が連携し、学修成果の獲得状況を質的、量的データを用いて測定している。GPA分布は半期ごとに測定し、前期・後期に各1回定期的（前期分は10月、後期分は3月）に学生委員会で報告され、基準値を下回る学生には個別指導を行うなど、学生のGPAに応じた学生指導時に活用している。また、卒業時には2年間のGPAチャートをまとめて本人に渡し、学びのフィードバックをしている。単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率は教務課が中心となって測定し、学校案内やホームページにおいて公表している。

また、IR推進部門が中心となり学習成果の質的・量的データを評価・分析している。その結果はIRレポートとして運営委員会及び教授会に報告される。これを基に、例年7月定例教授会において入試方法についての妥当性、9月定例教授会で前年度の「個人ポートフォリオ」、「カリキュラム・マップのステップ項目ごとのGPA」を基にした学修成果の把握と教育活動の見直しを行うなど、有効に活用している。

これらの学修成果は、ホームページに公開している。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果の課題>

なし。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果の特記事項>

なし。

[テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜]

<根拠資料>

学生募集要項（幼児教育科）[令和7年度]

学生募集要項（専攻科福祉専攻）[令和7年度]

学則

入学試験実施細則

教授会資料

ホームページ 教育理念と3つのポリシー https://www.uyo.ac.jp/basic_policy/

ホームページ 授業料について <https://www.uyo.ac.jp/fee.html/>

[区分 基準Ⅱ-C-1 入学者選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて実施している。]

<区分 基準Ⅱ-C-1の現状>

幼児教育科の入学者選抜は、アドミッション・ポリシー（入学者受け入れの方針）に対応した学校推薦型選抜、総合型選抜、一般選抜、社会人選抜を実施しており、高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を明確に示している。（学生募集要項（幼児教育科）[令和7年度]）

学校推薦型選抜は指定校推薦と一般推薦を実施している。指定校推薦は、本学に入学実績のある指定の高等学校に在籍する者を対象とし、次のような書類に基づく選考と口頭試問や面接を用いて選抜している。学習成績の状況や生徒会活動、クラブ活動といった受験生の高校生活に関する調査書内容と、高等学校長による推薦書、幼児教育及び福祉を志し、本学での学修を希望する志望理由書、本学複数教員による面接及び高校までに学んだ幼児教育及び福祉に関する基礎的な知識を問う口頭試問とで「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」を総合的に評価している。一般推薦は、本学指定の有無にかかわらず高等学校に在籍する者を対象とし、指定校選抜と同じ入学選抜方法ではあるが、書類審査の配点比率を下げ、口頭試問の配点比率を上げることにより、受験生の本学で学びたいという意欲や目的、向上心、社会事象への関心、口頭での自らの考えを伝えるコミュニケーション力といった内面的な能力を測定し評価をしている。

総合型選抜においては、詳細な書類審査と進路についての相談を通して本学への入学意志と能力・適性や学習意欲・目的意識を把握し、総合的に評価している。具体的には、幼児教育および社会福祉を志し、本学での学修を志望する理由、本学のアドミッション・ポリシーと志望理由との関係について記述する志望理由書、これまでの自分の活動等についての自己紹介文の書類に加え、複数担当教員により幼児教育および福祉、社会問題に関する関心、将来への展望、向学心等を質問する面接及び高校までに学んだ幼児教育及び福祉に関する基礎的な知識を問う口頭試問、および調査書の記載内容により、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」および学力試験だけでは測れない能力や適性を総合的に評価している。

一般選抜においては、調査書以外に幼児教育及び福祉に関する基礎的な知識を問う口頭試問、第一期一般選抜では長文読解や漢字の読み書きなど、それぞれの設問に解答する国語の学科試験を課している。加えて複数担当教員により幼児教育および福祉、社会問題に関する関心、将来への展望、向学心等を質問する面接、第二期一般選抜では長文読解の要旨および内容について自分の考えを記述する小論文と面接を課すことにより、受験生の「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」を総合的に評価し、学業面の能力の把握も行っている。

社会人選抜においては、高等学校を卒業した者、またはそれと同等以上の学力があると認められ、

かつ社会人としての経験を2年以上有する者を対象としているため、多様性の確保にも配慮している。幼児教育および福祉への関心の高さ、自分を育てる意欲の強さ、本学における学修への意識や姿勢が適格であるかを問う受験理由書、長文読解の要旨および内容について自分の考えを記述する小論文、複数担当教員により幼児教育および福祉、社会問題に関する関心、将来への展望、向学心等を質問する面接を課すことにより、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」および受験生の能力や適性を総合的に評価している。

さらに、山形県の委託を受け離転職者職業訓練生を受け入れている。離転職者職業訓練生の受け入れ可否を判定する試験は、第二期一般選抜と同日程・同内容で実施している。

専攻科福祉専攻の入学選抜は、保育士資格を取得した者又は取得見込みの者を対象として、総合型選抜と社会人選抜も含めた一般選抜を実施している。

専攻科福祉専攻の総合型選抜では、最終学校の成績証明書の提出を求めるほか、福祉および介護への関心の高さ、自分を育てる意欲の強さ、本学における学修への意識や姿勢が適格なものであるかを問う志望理由書により書類審査を行い、本学複数教員による面接及び福祉及び介護に関する基礎的な知識を問う口頭試問を課し、それらの内容から、受験生の学業面での能力、本学で学びたいという意欲や目的、向上心、社会事象への関心、コミュニケーション力といった内面的な能力を測定し総合的に評価している。

専攻科福祉専攻の社会人選抜も含めた一般選抜では、総合型選抜の選考方法に加えて自己紹介文も課すことにより「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性を持って多様な人々と協働して学修する態度」を総合的に評価している。(学生募集要項(専攻科福祉専攻)[令和7年度])

本学は、専門職学科を設置していない。

本学は、小規模な単科短期大学であるため、入学選抜試験時には基本、教職員全員出勤態勢をとっている。入学選抜に関しては、入試委員会に相当する運営委員会で基本的な計画や実施手続きについて、学則や入学試験実施細則等の学内規定に基づき検討する。合格者の判定については、教授会の協議事項である。これらの入学選抜の全体的な統括は学長が行う。その事務については事務局長が統括している。アドミッション・オフィサーに相当する入試事務は、高等学校管理職経験者である教務課長が、同じく高等学校管理職経験者である事務局長のバックアップの下で担当している。これら入試実施体制については、毎年度、運営委員会で検討し、教授会で協議し決定している。令和6年度は、9月に令和7年度入試について出題する口頭試問テーマを協議・決定し、1月～2月にかけて令和7年度入学選抜試験の方法について受験生の現状に合わせた見直しのための意見交換と変更を行った。また、幼児教育科入学人数の大幅減少に伴い、適正な教育環境を確保する必要性から、令和6年度は令和7年度入学定員を80名から70名に減らすべく、学則の一部変更を行った。また、諸経費の上昇にともない令和7年度入学生から授業料等納付金の増額を行う必要があり、学則の変更を行った。(学則)(入学試験実施細則)(教授会資料)

[区分 基準Ⅱ-C-2 入学選抜に関する情報を適切に提供している。]

<区分 基準Ⅱ-C-2の現状>

本学は実践的な幼児教育者および社会福祉従事者を育成することを目的とするため、機関レベルの学修成果を「専門職としての自覚及び技術」、「専門性を持った職業人として社会で活躍でき、自己の向上と自己実現および生涯学習の足がかりを作る能力」と定めている。また、これに到達するための前提となる入学受入れの方針(アドミッション・ポリシー)は、機関レベルの学修成果に対応するように、次のように定めている。

アドミッション・ポリシー(入学受入れの方針)

内省的で専門性が高い人材の養成のために、次のような資質を持った者が入学してくることを期待している。

(1) 知的好奇心が強く、学業の修得に熱心であり、自分を育てる意欲が強い者。

- (2) 社会事象、特に幼児教育および介護福祉への関心が高く、将来それらの職業を希望している者。
(3) 自分の意見や考えを適切に伝えられる者。

このアドミッション・ポリシーは、学生募集要項、ホームページ等で公開している。(ホームページ 教育理念と3つのポリシー

https://www.uyo.ac.jp/basic_policy/)

入学者選抜の選抜区分ごとの募集人員については学生募集要項、ホームページで公開している。(学生募集要項(幼児教育科)[令和7年度]) 令和6年度に行った入学者選抜における選抜区分ごとの募集人員は、学校推薦型選抜指定校、一般合わせて54名、総合型選抜Ⅰ期、Ⅱ期、Ⅲ期合わせて10名、一般選抜は第一期一般選抜、第二期一般選抜合わせて4名、社会人選抜は第一期社会人選抜、第二期社会人選抜合わせて2名としている。

授業料やその他の入学に必要な経費については、ホームページ及び学生募集要項に記載している。(ホームページ 授業料について <https://www.uyo.ac.jp/fee.html/>) 令和7年度入学生から納付金の改定を行ったことについて、幼児教育科入学予定者に対してはプレキャンパスにて、専攻科福祉専攻入学予定者に対しては学内で説明会を行った。

受験の問い合わせに対しては、事務局職員が丁寧に対応する体制をとっている。希望者に対しては、学校説明とともに学内見学も随時行っている。高等学校に対しては、年1回6月に「高等学校との進学懇談会」を開催して、当該年度に行う次年度入学者選抜試験の方法について情報を提供し、変更点等の周知を図っている。さらに高等学校ごとに担当の教職員が年3回ほどの巡回訪問を行い、受験情報やその高等学校の出身学生に関する入学後の状況報告など広報活動や進路に関する情報交換を行っている。

<テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜の課題>

入学試験の実施について、入学試験実施細則を定めているが、現状に合わせ、見直しが必要である。また、幼児教育科入学者数が定員を大幅に割っており、定員を減らすべく学則変更を行ったが、今後も状況に合わせて対応していく必要がある。

<テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜の特記事項>

なし

[テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援]

<根拠資料>

プレキャンパスのご案内
令和6年度プレキャンパス配布資料
学生便覧
個人ポートフォリオ
実習ノート
ハラスメント防止に関するガイドライン
障害者支援に関するガイドライン
健康委員会規程
就職指導委員会規程
卒業生の職場アンケート

[区分 基準Ⅱ-D-1 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

<区分 基準Ⅱ-D-1の現状>

幼児教育科は幼稚園教諭二種免許状と保育士資格、専攻科福祉専攻は介護福祉士国家試験受験資格の取得を目的の一つとしている。学生の主体的な学びを保証するため、幼児教育科では幼児教育コース・福祉コースのコース制を設けており、個々の学生の学修の希望に合わせて、より深く幼児教育や福祉について学ぶことができるように教育課程に特徴を持たせる配慮をしている。このようなコース選択や専攻科への進学、資格修得に向けた授業履修、その他学生生活全般に関わる情報については、オープンキャンパスや進学ガイダンス等において入学希望者へ分かりやすく伝え、詳しく情報を提供している。また、入学手続き者に対しては、次のような入学前教育を組織的に実施している。

総合型選抜Ⅰ・Ⅱ期及び学校推薦型選抜入試で合格した入学予定者を対象にプレキャンパスを実施している。令和6年度は、プレキャンパスを12月に1回実施し、短期大学での学修について講義を行った。その中で、入学前の心構えや準備、4月からの学生生活について、ピアノの事前学修について、読書の意義等についての説明と、参考図書の紹介を行った。また、実習を行うための幼稚園や保育園等の園調べ、指定した図書を読んで考察する課題、入学後の抱負など複数の課題を入学までに課している。希望者には個別相談も行っている。プレキャンパスには、対象者全員が出席するよう指導しており、欠席者に対しては欠席届を提出させて、後日、入学後の生活や入学前課題等の資料を自宅に送付するようにしている。(プレキャンパスのご案内)(令和6年度プレキャンパス配布資料)入学前課題については入学後に回収し、クラス担任等と共有し、学生指導の資料としている。なお、一般選抜・社会人選抜で入学を決定した学生には、短大たよりとして入学前課題や入学後の生活についての資料を送付している。

専攻科福祉専攻への入学者は、全員が本学幼児教育科出身の学生である状態がここ近年続いている。専攻科福祉専攻への入学手続き者に対しては、入学後学んでいく内容についての理解及び介護福祉士国家試験対策の一助として、国家試験概要説明を行い、過去問等を月1回の割合で配布し、解答しながら調べ学修を行い、各月教員が確認する入学前教育を行っている。

入学者に対しては、幼児教育科、専攻科福祉専攻とも、それぞれオリエンテーションを実施し、学修成果の獲得に向けて授業履修に必要な情報を伝えている。また、履修や学生生活全般に関する情報と各種規程が掲載されている学生便覧を全学生に配布し、以下の内容を教務課、担任教員が中心となり、全身体制で実施している。(学生便覧)

1年次前期1日：免許・資格の概要、履修指導、コース選択、実習に向けた指導、入学前課

題回収、図書館ガイダンス、施設利用

2年次前期1日：履修指導、前期の実習に向けた指導、年間スケジュールの確認、ボランティアへの参加

専攻科福祉専攻前期半日：履修指導、年間スケジュール、資格取得の概要

入学初年次の学修支援体制として、「基礎教養入門」と「新入生支援講座」がある。

「基礎教養入門」は、1年次前期に開設し、専任教員の各専門の立場からオムニバス形式で短大での学びについて、学ぶとは、教養とは、プロ意識とは、専門職とは等をテーマに専門領域の視点から講義を行うことにより、本学での学修の動機付けを促進するとともに具体的な学修の方法の導入や考え方についてガイダンスを行う科目である。

「新入生支援講座」は、授業科目ではないが、週1コマを1年次前期の時間割に組み込んで実施している。内容は、オリエンテーションを補い、学生生活が円滑に過ごせるようホームルーム的な役割を持たせることと、クラス担任との信頼関係を構築することを目的としている。学生生活全般の支援、履修指導、ウイルス抗体価検査、学修連絡用のGメールアカウント作成、図書館利用についての説明、学生全員の個別面談、履歴書の書き方、ゼミ選択、夏期休業中の注意事項、ボランティア活動の支援や学年、クラスイベントの実施などを実施している。また、防犯・詐欺被害対策、禁煙、移植医療、認知症について外部講師による講義を実施して、学生が安全で有意義な学生生活を営めるような注意喚起及びこれからの学修への補完を図っている。長期の休みに入る前には、交通事故や事件などに巻き込まれないように具体的な事例を挙げながら注意喚起を行っている。令和6年度は、若者を狙った悪徳商法、防犯講座、禁煙講座、移植医療について、認知症サポーター養成講座を実施し、学生が自分の安全や健康を啓発する講座に加えて臓器移植・介護など命について考える機会を設けた。

本学では、クラス担任制を設け、学生の学修上の悩みについて丁寧に対応できる体制を整えている。クラス担任は学生の学修上の悩みの窓口となるだけでなく、就職指導も行うことになっている。基本的に担任は1年次から卒業まで変わらないようにして、2年間を通じて、学生の入学から、卒業、就職の指導を学生のそばに寄り添って指導を行う立場になっている。

さらに、幼児教育科では、全員が全教員のいずれかのゼミに配属されており、本学の特徴を活かし個々の状況に応じた適切な指導を受けている。

学生の個別の履修上の悩みや問題については、クラス担任と教務課を中心に個々の学生の履修状況を早期に把握し情報を共有化しながら、学生の希望や状況に合わせた、きめ細かな指導を行っている。クラス担任は学生との連絡・相談の手段として電話のほかLINEなどのSNS、Gメールを利用している。Gメールについては、1年次担任が「新入生支援講座」の中で短大での学修連絡用のGメールアカウントの作成を指導し、使用法を説明してリストを作成、学生への指導、連絡に活用している。教職員も全員Gメールアカウントを持っており、授業の連絡や学生生活・就職活動等、様々な報告、連絡、相談が双方向でできるようになっている。また、専任教員は週1回のオフィスアワーを設けて公表しており、履修上の悩みだけでなく様々な悩みに対応できるようになっている。

基礎学力が不足している学生については、特別にカリキュラムに組み込んだ補習授業は行っていない。しかし、学期ごとにGPAが2.0以下の学生については担任が、GPAを上げる学修方法などを個別に指導することとしている。その他の学修上の悩みなどについても、各授業担当教員、クラス担任及びゼミ指導教員が、学生の状況に応じて個別相談や指導を行い、適切な指導助言を行う体制を整備している。ゼミについては、それぞれ6名～8名の少人数で編成されているため、実習や就職、学生生活についての相談や情報共有がしやすい環境になっている。

幼児教育科ではCAP制を導入しているが、GPA上位4分の1に属する学生については、履修登録上限単位数を緩和する形で、学修上の配慮をして、学修支援を行っている。

本学は、通信による教育を行う学科・専攻課程を設置していない。

本学では附属図書館に専任の司書を1名配置しており、学生の学修向上のための支援を行って

いる。本学の学生は授業や実習時に絵本や紙芝居を活用する機会が多く、また、レポート課題や卒業研究の資料のカンファレンスをするなど、その都度アドバイスを行っている。

本学では、留学生の受け入れ及び留学生の派遣（長期・短期）は行ってはいない。また、これまで留学希望者はいない。

幼児教育科では1年次前期は担任の指導により、その後は半期ごとにゼミ担当の指導により「個人ポートフォリオ」を作成しており、一人一人の「学修成果ルーブリック」を確認しながら個別の学修支援を行うようにしている。（個人ポートフォリオ）

幼児教育科の実習については、「実習ノート」を作成し、学修成果の獲得に向けて実習指導に役立っている。「実習ノート」は「総合編」と「各実習編」に分かれており、「総合編」では、実習の意義や実習の種類・時期、実習の依頼や心得、その他実習に係る心構え等について、「各実習編」では保育実習・教育実習・社会福祉実習等の各実習についての内容となっている。本学で2年間にわたる全ての実習について実習内容、実習の記録を基に振り返りができるように編集してあり、実習についての系統立てた指導と学びを獲得するために有効に活かされている。（実習ノート）実習指導においては、全体での実習指導の他に、各実習についての事前・事後指導の中で巡回（訪問）担当教員が個別に指導を行い、実習内での気づきや課題等を記録させ、実習での目標などと照らし合わせながら、振り返りを行えるようにし、学修成果獲得に向けた指導に役立っている。また、実習における不安や悩みにも丁寧に対応し、次の実習の糧になるように指導している。このことによって、学生は実習を重ねるごとに、課題意識をより明確にし、専門職にふさわしい技能だけでなく、意識や考え方を身に付けて行けるようになっていく。

[区分 基準Ⅱ-D-2 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

<区分 基準Ⅱ-D-2の現状>

学生の生活支援のサポートや指導については、学生委員会とクラス担任が主として対応している。定例の学生委員会は月1回開催され、その内容は教授会に報告され、教職員が連携を取りながら学生指導を組織的に行っている。本学は専任教員がクラス担任となる、クラス制をとっており、幼児教育科、専攻科福祉専攻ともに、1クラスに20人前後の学生が配属されている。担任は、面談やホームルームを行い、一人ひとりに配慮をした指導を行っている。本学は収容定員185名（令和7年度より175名）という小規模短期大学であるため、教員は学生の名前と顔を覚えコミュニケーションを図っており、学生との信頼関係は良好である。また、幼児教育科の学生は、卒業研究のために学生全員が専任教員のいずれかのゼミに所属している。ゼミの教員も所属学生の卒業研究以外の相談に応じ、指導や助言を行っている。他に、1年生の前期はクラス担任と面談時、後期はゼミ担当教員とゼミ活動時、2年生は、ゼミ活動時に学修成果の把握のために個人ポートフォリオの記入を行い、その結果を学生と確認しながら今後の学修について指導している。

本学には全学生が会員となる学友会があり、学生の主体的な課外活動の中心となっている。学生のクラブ活動や学生主体の行事（スポーツ祭、学園祭、クラスアピール）は学友会の計画と支援のもとに行われ、年間の活動費や活動の計画・報告は、年2回の学友会総会で審議されることとなっている。学友会活動には、学生委員会の担当教員が必要に応じて相談や指導を行っている。また、全てのクラブには専任教員が顧問として配置されており、必要に応じて相談や指導を受けられる。令和4年までは新型コロナウイルス感染症流行に伴い学生活動がかなり制限されていたが、新型コロナウイルスが令和5年から5類感染症に移行してからは徐々に活動をするようになってきた。令和6年度は、学園祭、クラスアピールといった行事を新型コロナウイルス感染前と同様に学園祭実行委員会や学友会が中心となって企画・運営を行い、好評であった。

学生のキャンパス・アメニティについては、小規模短期大学であるため、学生食堂の運営は採算的に難しく、これまで設置していない。また、同様の理由により短期大学として常設の売店も設置していないため、パンなどの自動販売機を設置している。しかしながら、令和4年度は学生の要望を踏まえ、自動販売機の販売品目にカップラーメンを増やした。令和6年度は、サンドイッチ販売

のキッチンカーが校舎前にひと月に数回来ている。また、学生ホールは夏季にはエアコンを常備し、自主学修等で快適に活用できるよう午後8時（冬季は午後7時）まで開放している。その他、学生ホール、図書館では無線LAN（Wi-Fi）が利用できるようになっており、充実した学生生活を送れるようインターネットを利用する環境を整えている。

学生寮については、本学は近隣の6か所の民家に委託した委託寮の制度を設けている。自宅からの通学が困難で宿舎の必要な学生には、委託寮を紹介している。委託寮は、個室で浴室や台所が共同であり、学生と宿主が話し合い、学生主体の運営を行っている。なお、委託寮の宿主との連絡については学生委員会の管轄となっており、定期的に宿主会等の連絡・懇談会を行って、入寮している学生の利便性を図り、生活に不自由が生じないように調整を行っている。近隣のアパートなどの斡旋については、本学として行っていない。

委託寮や近隣から本学へ通学する場合、自転車を利用する学生のために、屋根付の駐輪場を設置している。自動車通学を希望する学生には、任意保険に加入していることなどを条件に所定の手続きを行い自動車による通学を認めている。なお、自動車通学の学生のために、150台を超える駐車スペースがある。公共交通機関については、JR駅（高掬駅）やバス停（清池）が近い。

奨学金については、経済的事情で学費等の支弁が困難な学生に対して、本学園独自の奨学金制度「羽陽学園奨学金」がある。また、日本学生支援機構奨学金第1種・第2種も受けることができる。さらに幼児教育科においては、山形県など出身県が実施する保育士修学資金を利用できる。専攻科福祉専攻においては、介護福祉士養成課程に在籍する学生を対象とする「日本生命保険協会奨学金」も受けることができ、さらに山形県など出身県が実施する介護福祉士修学資金も利用できる。令和2年度から設けられた高等教育修学支援新制度については、初年度から対象校として認められており、幼児教育科在籍学生を対象にしている、利用している学生は多数いる。

奨学金については、入学後に授業やオリエンテーションとは別に時間を設け、希望する学生には、その制度や貸与の手続き等について学生課が説明会を行っている。保育士修学資金の制度については、貸与を受けていた学生の就職先が、返還免除となる職種の施設かどうかの学生からの問い合わせ相談も多いため、就職相談を受ける担任と学生課の連絡を密にして、学生が不利益を受けないような指導を行っている。

学生の健康管理のために、健康委員会が置かれ学生及び教職員の健康状況の把握や健康管理のための計画作りをしている。また配慮を要する学生の情報共有や対応等についても健康委員会で検討される。実習委員会とも連携し、実習先へのアレルギー等の連絡についても学生と相談の上、進めている。毎年4月に、全学生を対象に健康診断を行っている。健康委員会は学生の抗体価検査結果やワクチン接種状況を把握し、実習開始前に接種を済ませよう担任と連携を図りながら学生との連絡・指導を行っている。

メンタルヘルスについては、非常勤のスクール・カウンセラーが月1回来学し、カウンセラー室で、希望する学生、教職員が相談できる体制となっている。令和6年度は、延べで20人（9回）の学生が利用している。学生の喫煙、飲酒については、「新入生支援講座」などでも取り上げ、健康に及ぼす影響を説き、理解をさせるように努めている。その他、クラス担任やゼミ教員も普段から学生の健康管理に注意し、相談に応じている。

令和5年度からは、本学において学園生活を送るすべての人が人権侵害等のハラスメントによって被害を受けることを防止し、また被害を受けた人を救済することを目的とした「ハラスメント防止に関するガイドライン」が定められ、令和6年度からハラスメント防止委員会及び相談窓口としての相談員を設置している。（ハラスメント防止に関するガイドライン）

クラス担任やゼミ担当教員は、オフィスアワーなどを使って普段から学生とのコミュニケーションを図るようにしており、その中で学生の意見や要望の聴取に努めている。また、学友会では、意見聴取BOXを設けて、学生の要望などを収集している。学生からの要望については、年2回の学友会総会で短期大学側から回答している。また、「FD・SD懇談会」に複数回学生が参加し（令和6年度は学生参加4回）、学生と教員と学生生活や学修活動について意見の交換を行っている。学生からの意見から、遅刻してくる学生に対して指導してほしいことや昼のお湯のポットの本数

を2本から4本に増やすなど学生の要望を取り入れるようにした。

留学生は在籍していない。

社会人学生は一般学生と同様にクラスやゼミに所属し、クラス担任や事務職員が支援している。職業訓練生については、全員同じカリキュラムで学修することが委託の要件となっているため、同じクラス、同じゼミに所属となっている。学生の活動とその支援については一般学生と同様に行っている。

ゼミ活動としては、令和4年度後期から、新型コロナウイルス感染症対策をした上で、以前と同様にゼミ単位で栄養実習室(調理室)の使用が許可され、クリスマスケーキ作りやたこ焼き、ピザ作り等、食育活動に応用できるような活動に活用されるようになった。また、令和5年度からはゼミ旅行(学生セミナー)が再開され、令和6年度も学生の自主的な企画により学生同士の交流を深めたり、企画の運営・実行の経験を感染症流行前と同じよう経験したりすることができた。

障害者を受け入れるための施設については、玄関のスロープや段差の解消、多目的トイレやエレベーターの設置など、障害者の利便性に配慮した設備を整備している。本学は幼稚園教諭、保育士、介護福祉士などの養成を目的の一つとしているために、実習を含む実技科目が多いことから、障害を持つ学生の入学の実績は少ない。しかし、過去には発音や聞き取り、指の動きに難のある学生も在籍したことがある。そうした場合、講義が聞き取りにくい学生の席を配慮したり、入院を伴う長期の治療を要する学生への修学上の支援をしたりなど、身体上や健康上の理由で就学に配慮を必要とする学生へは、担任及び教務課を中心として情報を共有し、科目担当教員に連絡するとともに配慮を呼びかけ、対応している。

障害者の受け入れ体制整備については、令和2年度に「羽陽学園短期大学 障害者支援に関するガイドライン」を制定し、障害のある学生に対する合理的配慮に基づき全学的に協力して支援を行うこととしていたが、その支援体制をさらに明確にするために、令和4年度にガイドラインの改訂を行った。また、同時に支援体制を整備するために、「健康委員会規程」と「就職指導委員会規程」を改訂した。(障害者支援に関するガイドライン)(健康委員会規程)(就職指導委員会規程)

本学では、今のところ、長期履修生を受け入れる体制を整えていない。

本学では、学生による社会的活動として、複数のボランティアサークルがあり、地域貢献をしている。

令和6年度のボランティア活動の状況については、サークル「もんでらんど」がサッカーJ2のモンテディオ山形ホームゲームボランティアに6回参加し、地域の活性化に貢献した。サークル「フレンズ」が夏休み!うきうき福祉体験スクールとして児童の学習支援を行ったり、天童市夏祭り後のゴミ拾いや赤い羽根共同募金活動を行ったりと6回活動した。専攻科の学生5名が特別養護老人ホーム等の施設で夏まつりのボランティアとして入所者のお世話や飲食物の提供、運営の手伝いを行った。また、11名がたかだま児童クラブの施設でお化けや屋敷の企画・運営行い、5名が村山市の「ポポーまつり」に参加し様々な遊びをとおして子どもたちを楽しませた。

その他にもサークルやクラス・学年を単位とした活動以外にも個人としてなど普段の学修を活かしたボランティア活動に多くの学生が参加している。

これらの活動に対し、本学としては積極的に評価し、支援をしている。また、ボランティア活動等は個人ポートフォリオに記録し、卒業表彰の参考にする等の形で評価している。

[区分 基準Ⅱ-D-3 進路支援を組織的に行っている。]

<区分 基準Ⅱ-D-3の現状>

令和6年度の幼児教育科では、幼稚園や保育所など専門職への就職率は72.5%、一般職への就職率は4.0%、本学専攻科へは23.5%、進路決定率は100%であり、長年にわたり卒業生を分母とした進路決定率が95%以上である。専攻科福祉専攻でも、設置以来100%の就職率で、就職者全員が保育や介護等の専門職である。これは、全国的な保育ニーズの上昇や高齢化の進行によるためだけでなく、開学以来60年間近くにわたり、本学を卒業し現場で活躍している卒業生たちが各職場

から評価を得ているからでもある。一方で保育・介護人材不足が影響し、知識を身につけ、資格取得すれば、就職（仕事）ができると思込んでいる学生も少なくない。しかし、実際には、短期大学で身につけた知識や技術だけでは、現場で対応しきないこともあり、就職後も自ら研究するなどの自己研鑽・研修を心がけていく自覚が必要であることから、学び続ける姿勢を持つ人材を養成していかなければならない。近年は、保育や介護福祉の事業所は増え、求人数は増加しているものの、待遇の改善が十分になされていないことは社会的な課題である。このように複雑な環境で、次のような進路支援を行っている。

就職支援のために、就職指導委員会を設置し、学生課と連携しながら、求人情報や学生の就職希望状況、就職活動状況及び内定状況の把握を行っている。就職指導委員会は毎月の教授会で就職内定状況を報告し、全教員が情報を共有している。また、2年次学生では時間割に「就職指導講座」を設け、求人状況、就職活動の進め方や卒業生が就職活動の経験を報告するなどの就職活動情報を提供している。また就職後の就職アフターケア巡回の人員割り当て、就職先からのアンケート回答の集計・集約と情報共有等も就職指導委員会の活動内容となっている。

進路支援のために、本学には進路指導室が設置されており、コロナ禍以後は主に進学相談や、就職先からの面談に活用されている。就職に関する各種資料や本学への求人については、事務室学生課で学生が自由に見ることができるようになっている他、担任の研究室でも閲覧することができるようになっている。学生が関心を持つ求人情報があれば、その写しを受け取ることができる。また、学生はパソコン自習室を使ってインターネットでの求人情報を検索することが可能となっている。学生課では受験手続などの相談ができ、クラス担任やゼミ教員が学生の進路選択の相談や受験対策の面接指導や学修指導を行っている。

本学は幼稚園教諭二種免許状、保育士資格、及び介護福祉士等の国家資格の取得を目的の一つとしている保育者及び介護福祉士の養成校である。したがって、就職先も保育、福祉、幼児教育などの資格を活かした専門職が大半であり、学生も専門職への就職を希望している者が多い。そのため特に、次のような就職試験対策等の支援を行っている。公務員希望者を対象に公務員試験対策として模擬試験を実施している。その他、過去の就職受験の試験内容や傾向は、受験者からの受験報告書として保存されており、学生は学生課や図書館でいつでも閲覧できるようになっている。専攻科福祉専攻では毎年全員が介護福祉士国家試験合格を目指しており、国家試験対策として毎日の課題プリント・ノート提出や小テスト、年数回の模擬試験の実施に加え、学生同士で教え合うなどして国家試験に臨んでいる。なお令和6年度の介護福祉士国家試験合格率は100%であった。本学では、卒業または修了時に免許状・資格取得のための単位が不足している学生に対して、科目等履修生として履修を認めている。令和6年度幼児教育科卒業生1名が科目等履修を希望しており、令和7年度に履修する予定である。

幼児教育科については、卒業時の就職・進学状況を就職指導委員会で、専攻科福祉専攻については、修了時の就職状況を専攻科委員会及び就職指導委員会でそれぞれ分析・検討し、その結果を学生の就職活動の際にアドバイスとして活かしている。また、就職アフターケアとして、卒業生が就職した幼稚園、保育所、福祉施設などの巡回訪問を就職1年目に行っている。訪問先は、県内、隣県の全就職先の施設であり、卒業生の就職後の状況を把握するとともに、卒業生と直接面談して助言や激励を行っている。関東地方等の遠方の就職先に対しては電話によるアフターケアを行っている。アフターケアの際に、「卒業生の職場アンケート」を依頼しており、その結果は学生の就職指導だけでなく、学修成果の評価にも使用している。（卒業生の職場アンケート）

本学卒業後の進学先としては、幼児教育科から専攻科福祉専攻への進学と4年制大学への編入が主となっている。本学専攻科福祉専攻への進学については、前述の「就職指導講座」で専攻科福祉専攻への進学に関する説明会を開いている。また、希望者には過去の試験問題を配布している。なお、本学幼児教育科から専攻科福祉専攻へ進学する学生については、入学金の一部免除の制度を設けている。

4年制大学への編入については、希望者があれば編入希望大学へ情報収集と依頼を兼ねた挨拶を行っている。また、編入試験の過去の問題などの情報提供にも努めている。令和6年度は、幼児

教育科卒業生1名が4年制大学に編入学している。

<テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援の課題>

コロナ禍の影響で縮小していた課外活動について、学内行事やボランティア活動は活発になってきたが、運動サークルは低調のままである。コロナ禍以前は全国私立短大体育大会などの公式試合があり、活動のモチベーションを保てたが、全国の短期大学への進学者の減少や当番校の負担軽減を理由に全国私立短大体育大会が廃止となってしまった。本学は6月のインカレシーズンに実習があるため、学連登録等が現実的でない。天童市体育大会や山形県内の市民大会等への参加等を紹介するなどして、学生のスポーツ活動へのモチベーションを向上させ、日頃のサークル活動が気軽にできるような流れや環境をつくるなど、課外活動を活発化させる工夫が必要である。

近年、様々な問題を抱えている学生への対応も課題である。このため、学生と教員の普段のコミュニケーションの中で学生が何に悩んでいるのかを把握し、支援を必要とする学生について早期の情報の把握やプライバシーを保護しながら、教職員間で共有化を図り、専門家に相談できるような体制を作ることが課題である。

現在、幼児教育の現場では、令和5年度にこども家庭庁が設置され、子どもを中心とした政策を行うべく動いており、インクルーシブ保育など、より幅の広い人材が求められている。

このように社会状況が変化する中で、入学時から卒業・修了時を見通して、学生へ就職や進学に関する情報を提供するなど柔軟に対応し、学生により良い就職指導を提供できるよう模索を続けていきたい。

<テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援の特記事項>

なし。

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

なし。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

令和7年度から教職課程専門委員会を学生委員会の下部組織として設置し、運用が始まる。本学は幼児教育科のみの単科大学の為、教職課程専門委員会は教職課程支援センターと教職課程委員会を兼ねた組織である。今後は、同委員会で教職課程の改定や全国的な流れを把握し、課程認定申請、教職課程自己評価等の業務を適切に運用することとなる。

キャンパス・アメニティについて、令和2年度からは新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、体育館や学生ホール、就職支援室、調理実習室など、既存の施設を有効に利用できなかった。今後の感染動向を見極めて、有効活用を図っていく。令和4年度の後半から体育館と調理実習室を学生が活用するためのルールを作成し、サークル活動やゼミ活動で活用できるようにし、令和6年度は、更に状況に合わせてルールを緩和させた。今後は、更に課外活動が活性化するような環境づくりを工夫していく予定である。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

＜根拠資料＞

教員個人調書

教育研究業績書

専任教員名簿

教員数等（ホームページ <https://www.uyo.ac.jp/members/>）

非常勤教員一覧表

教員選考基準

羽陽学園短期大学特任教員に関する規程

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づき教員を配置している。]

＜区分 基準Ⅲ-A-1 の現状＞

本学は、2年課程の幼児教育科を基本とした単科大学である。専攻科福祉専攻は幼児教育科での学修を基に、その福祉の面を深化させた1年課程という構成である。本学の専任教員は、カリキュラム・ポリシーに基づいて、幼児教育及び福祉分野に必要な教員を配置している。専任教員数は教授6人、准教授4人、講師5人の合計15人で構成しており、短期大学設置基準に定められている「学科の種類および規模に応じ定める専任教員数（短期大学設置基準別表第一のイ）」8人、「短期大学全体の入学定員に応じ定める専任教員数（短期大学設置基準別表第一のロ）」3人の合計11人について充足している。また、短期大学設置基準の専任教員の3割以上の職位が教授である。年齢別教員構成は、次の通りである。（教員個人調書）（教育研究業績書）（専任教員名簿）（ホームページ 教員数等 <https://www.uyo.ac.jp/members/>）

【年齢別教員構成】

令和7年5月1日現在

年代	30歳未満	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	合計
人数	0人	1人	4人	4人	5人	1人	15人

本学カリキュラム・ポリシーに基づいて、幼児教育科、専攻科福祉専攻の専門性を保てるよう専任教員と非常勤職員を配置している。（非常勤教員一覧表）

専任教員の職位は、「教員選考基準」に基づき、真正な学位、教育実績、研究業績、展覧会や競技会、演奏会における業績等を基準として決定しており、短期大学設置基準の規定を充足している。（教員選考基準）

非常勤講師の採用については、学位、研究業績、その他の経歴等を基に運営委員会で審査した結果を教授会で承認した上で採用しており、短期大学設置基準の規定を準用している。

補助教員は配置されていないが、主として教育研究と社会貢献活動を充実させることを目的として、特任教員の制度を設けている。特任教員は、個別契約に基づき採用される任期付き教員であるが、専任教員として教育その他の契約に明示された業務に従事することとなり、職位は非常勤講師と同様に教員選考基準に準じて運営委員会で審査される。（羽陽学園短期大学特任教員に関する規程）

[区分 基準Ⅲ-A-2 教員は、教育課程編成・実施の方針に基づき教育研究活動を行っている。]

<区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

教員は、カリキュラム・ポリシーに基づく開設科目を担当し、担当科目の関連分野を研究上の専門として研究活動を行っている。その研究活動については、本学紀要以外にも、各教員が所属する学会等で活躍しており、教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。

教員個々人の研究活動の状況は、本学ホームページにおいて公開されており、本学紀要については「羽陽学園短期大学リポジトリ」において公開されている。情報は毎年度更新されている。

(ホームページ 専任教員の紹介 <https://www.uyo.ac.jp/teacher/>) (ホームページ 羽陽学園短期大学リポジトリ <https://uyo.repo.nii.ac.jp/>)

教員及び非常勤講師の科学研究費補助金の獲得状況は以下の通りである。

氏名	職位	研究課題	研究期間	研究形態
城山萌々	講師	地域社会に開かれた学びの場を創造するアートベース・リサーチ・モデルの構築 (課題番号: 20H01216)	2020-2024 年	研究分担者 (代表: 市川寛也群馬大学共同教育学部准教授)

教員の研究活動に関する規程について、平成 28 年度に「研究行動規範」、「公的研究費不正防止規程」が制定され、平成 30 年度に学術研究の倫理性及び公正性並びに信頼性を確保することを目的とした「研究倫理規程」が制定されている。令和元年度には、更に「研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規定」が制定された。以上の通り、教員の研究活動に関する規程は整備されている。令和 2 年度の 3 月定例教授会で本学紀要の「紀要投稿内規」を改訂し、その際に「研究倫理に関する研究資料」を基に研究倫理を遵守することについての確認を行った。(諸規程 29. 研究行動規範) (諸規程 30. 公的研究費不正防止規程) (諸規程 31. 研究倫理規程) (諸規程 32. 研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規定) (諸規程 33. 紀要投稿内規)

教員の研究倫理を遵守するための取組みについては、令和 3 年度に研究倫理委員会を設け、必要な場合には研究倫理について審査することとしているほか、研究倫理教育を定期的実施している。令和 5 年度は研究倫理に関する研修の一環として、教員に対して、本学が定める「研究行動規範」、「公的研究費不正防止規程」、「研究倫理規程」、「研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」を学内連絡用の G メールアカウントを通じて添付・連絡し、その実施の有無を 8 月末までに G o o g l e フォームを通じて報告することとした。

本学では羽陽学園短期大学紀要を年 1 回発行して教員の研究成果を発表する機会を確保している。令和元年度は 5 編の論文が掲載されており、教員がそれぞれの分野での研究成果を発表できる良い機会として活用されている。(羽陽学園短期大学紀要 第 11 巻 第 3 号)

教員には 1 人 1 室の研究室が確保され、机、椅子、書棚、インターネット環境等の必要な設備が備えられている。研究室では、研究を始め授業準備や短大運営業務、学生からの質問・相談への対応、来客への対応、ゼミ形式の授業を行っている。また、週 2 日の研修日が確保されているが、増加し続ける授業負担や短期大学運営業務、多岐にわたる学生支援業務等によって、研修日を研究実施の時間として活用することは、年々厳しくなっている。

教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程は特に整備されていないが、問題は生じていない。国際会議出席等について令和 6 年度はなかった。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学習成果の獲得が向上するよう事務職員等を配置している。]

<区分 基準Ⅲ-A-3 の現状>

本学の事務組織は、「組織規程」に基づき、事務局長が事務業務の一切を主管し、各課長が各分掌事務を主管する体制になっている。事務局長が事務についての最高責任者であり、責任体制は明確である。(組織規程 (諸規程))

事務職員は、1年経験すれば、その分野に対しては、ほぼ専門的な職能が身につく、2年目からは、中核的なメンバーとして活躍している。

「事務組織規程」、「文書処理規程」、「文書保存規程」、「コンピュータ管理規程」、「危機管理規程」、「防災対策規程」等の事務関係の諸規程も整備されており、事務部署には、パソコン等の業務を進める上で必要な情報機器や、コピー機・印刷機等も、必要な部署に備えている。また、学内LANによって職員・教員間の情報の共有化を図り、円滑な業務の遂行につなげている。(事務組織規程(諸規程)(文書処理規程(諸規程))(文書保存規程(諸規程))(コンピュータ管理規程(諸規程))(危機管理規程(諸規程))(防火対策規程(諸規程))

SD活動については、「FD・SD推進委員会規程」に基づき組織的・計画的に実施している。

毎週月曜日に事務局打合せ会を開催し、各課の仕事内容やその進捗状況について共通理解を持ち、業務の効率化や改善に努めている。

学生の成績については、非常勤教員からの報告を含め適切に保管管理し学生に情報提供している。

本学は幼児教育科定員80名・専攻科福祉専攻定員25名の小規模短期大学であり、総務課、会計課・秘書課、教務課及び学生課とも同室内にあり、事務職員は学生の学修を始め学生生活全般についても、個々の学生の状況を把握している。また学生委員会、実習委員会、専攻科委員会等の各種委員会にも出席し、教員及び各種委員会と連携し、学生の学修成果の向上に向けて適切な支援を行う体制が取られている。また、FD・SD懇談会へも参加し、学生の状況の把握や情報の共有化を図っている。また、大学改革推進センターの業務に学生課員を兼務する形で1名の事務職員が参加し、教員と連携しながら業務を行っている。令和4年度からは、FD・SD推進委員会を中心にまとめられた「授業評価アンケート」、「卒業時満足度調査」の結果が教授会において報告され、それらの結果を全教職員が把握・検討している。

以上の通り、教員と連携しながら学生の学修成果の向上に取り組むシステム向上に向けての整備を進めている。また、令和4年度は新型コロナウイルス感染拡大により感染予防のための対策や学生支援、実習時の対応等様々な面で教職員が連携を図りながら学生の学修成果を維持するための取組みを行った。(授業改善アンケート)

[区分 基準Ⅲ-A-4 学習成果の獲得に向けて、教職員の役割や責任を規定している。]

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

年度当初の教授会で、所掌の確認とともに、教職員の役割を再確認し、学生が最大の学修成果を得られるよう支援することを求めている。

本学は幼児教育科定員80名・専攻科福祉専攻定員25名の小規模短期大学であり、総務課、会計課・秘書課、教務課及び学生課とも同室内にあり、事務職員は学生の学修を始め学生生活全般についても、個々の学生の状況を把握している。また学生委員会、実習委員会、専攻科委員会等の各種委員会にも出席し、教員及び各種委員会と連携し、学生の学修成果の向上に向けて適切な支援を行う体制が取られている。大学改革推進センターの業務に学生課員を兼務する形で1名の事務職員が参加し、教員と連携しながら業務を行っている。令和4年度からは、FD・SD推進委員会を中心にまとめられた「授業評価アンケート」、「卒業時満足度調査」の結果が教授会において報告され、それらの結果を全教職員が把握・検討している。

事務局と教員が連携しながら学生の学修成果の向上に取り組むシステム向上に向けての整備を進めている。また、令和4年度から本学独自の授業改善アンケートを実施し、学生の学修成果を維持するよう取り組んでいる。

専任教員の研究活動においては、担当科目と整合性のある分野においてできる限りの成果を出しているが、各教員の担当業務の増大により、研究活動と教育活動の双方に重点を置いて実施することが厳しい現状がある。科学研究費補助金等の外部研究資金の獲得も極端に少ないため、応募することから奨励する必要がある。

[区分 基準Ⅲ-A-5 教職員等の資質、教育能力、専門的能力等が向上するよう組織的な研修を実施している。]

<区分 基準Ⅲ-A-5 の現状>

2か月に1回開催される定例FD・SD懇談会では、年度初めに定めたFD・SD月間目標に対する達成度の検討や、月毎のテーマに沿った情報共有、学生も参加することによる複眼的な視点からの学生動向や各教職員の対応のあり方についての懇談会等を実施している。各教員が年度当初に具体的に掲げた教育目標及びその自己評価、卒業生・修了生に対する卒業時満足度調査結果についても、学内への掲示や本学ホームページ上のFD・SD活動報告書への記載により公表している。公開授業及び授業検討会による教員間の授業評価、学生による全教科対象の授業改善アンケート等を実施し、教育に対する各教員の意識向上、スキルアップを図っている。令和6年度の公開授業及び授業検討会においては、パワーポイントを用いての学生への教材提示の仕方について、次年度に向けて教員研修会を行って欲しい旨の意見が出た。

また、山形大学が主催し、連携する大学や短期大学におけるFD活動を共同で推進する「FDネットワークつばさ」に加盟している。例年、FD協議会に参加している。令和7年2月には山形県私立短期大学協会主催のFD・SD合同研修会が羽陽学園短期大学を会場に開催され、本学では教職員、東北文教短期大学では管理職が対面で参加した。東北文教短期大学の一般教職員については、東北文教大校舎からオンライン参加した。テーマは「発達障害等の合理的配慮」で講師は公認心理師・臨床心理士の區藤良氏が行ってくれた。(FD・SD推進委員会規程)(ホームページ FD・SD活動報告書[令和6年度] https://www.uyo.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2025/06/2024_FD%E3%83%BBSDreport2.pdf)

専任教員は、学修成果の獲得を向上させるために、以下のように関係部署と連携している。前述の定例FD・SD懇談会には事務職員も参加し、変容する学生の状況等の情報を交換・共有している。

教員が毎月1回提出する学生の授業出席状況についての結果は教務課において集約され、欠席の目立つ学生として指摘された学生については、クラス担任と授業担当の教員が教務課職員と連携を取りながら指導に当たっている。

また、成績についても各期のGPAが低い学生の情報が教務課から担任に報告され、それを基に担任が該当学生と面談指導を行っている。実習においては、専任教員が各実習の担当者として、教務課職員と連携しながら実施を進めている。就職指導においては、学生課において管理している求人情報を、クラス担任を始めとする専任教員が共有し、学生課職員と連携をとりながら指導を行っている。

シラバスや学生便覧の編集においては事務局長や教務課職員と、本学紀要の出版においては附属図書館職員と、情報共有を重ねながら業務を進めている。学友会活動においては、専任教員が顧問として活動を支援し、会計課及び学生課が会計、備品の管理を学友会執行部と連携して行い、学園祭の際も専任教員が担当事務職員、学生と協同で開催している。このように学友会活動においても、専任教員は担当事務職員と連携してその実施に当たっている。

また、令和2年度から、学生それぞれに学内連絡用のGmailアカウントを作成させることにより、授業の連絡等が全教職員から全学生に送信可能になった。このGmailアカウントは教職員も全員作成しているため、教職員間の連絡にも活用されている。本学は単科の小規模短期大学であるため教職員間、専任教員相互の綿密な連携が取りやすいことが利点である。さらに令和4年度からはGmailアカウントからの応用活用として、学内の教職員共通の連絡ツールとしてSlackを導入し、委員会毎のグループでファイルを共有するだけでなく、就職支援や学生の学修状況の把握、連絡等を行い、教職員間で情報共有するためのツールとして活用を進めている。

[区分 基準Ⅲ-A-6 労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

<区分 基準Ⅲ-A-6 の現状>

労働基準法第 89 条の規定に基づき、「羽陽学園短期大学就業規則」を整備している。(羽陽学園短期大学就業規則) その他の就業に関する諸規程として、「学長選考規程」、「教員選考規程」、「旅費規程」、「教職員退職金支給規程」を整備している。(羽陽学園短期大学就業規則)(学長選考規程(諸規程))(旅費規程(短大就業規則))(教職員退職金支給規程(法人諸規程))

これらの就業規則や諸規程は、労働基準監督署に届けるとともに、教職員の採用時に全教職員に配布している。その後は改定時に改定箇所のみ追加で配布していたため、平成 29 年度から最新の就業規則及び諸規程全文を教職員が学内 LAN で自由に閲覧できるように改善した。教職員の就業の現状については、時間外労働や休日労働が増加の傾向にあるが、代休を適切に取得するなど、三六協定遵守により、大きな問題もなく、適切に行われている。

昨今、高等教育修学支援新制度など、学内業務が増加する一方である。今後、学内外の業務の増加に伴い、一部の教職員に負担が片寄ることが懸念される。「状況に応じて、他を助ける」という職場環境の醸成とともに、業務分担の平準化、業務量の適正化を図っていく必要がある。

教職員の採用については、令和 5 年度末に教授 1 名が退職し、令和 6 年度から講師 1 名が着任した。専任教員の年齢層が 50 歳代、40 歳代にほぼ集中している。これは採用時に授業科目を担当するにふさわしい業績を有するかという観点で選考を進めている部分もあり、業績を持つ若手教員がなかなか採用できない状況を示すものである。今後も職位、年齢、構成内容のバランスを図っていきたい。退職者が出た場合には、規程に則り、カリキュラム・ポリシーに適合する教員を適切に採用する必要がある。さらに、新任教員や若手教員の育成によって、長期的に教育研究体制を構築していく必要がある。今後も、教育研究に能力を十分発揮できる人材を確保できるよう努力していく。

事務局では 1 名が退職しその補充として嘱託職員 1 名が着任し、事務局内の担当業務の大幅な見直しを行った。職員全員で 10 人と決して多くない人数で職員の年齢構成のバランスも欠いているため、課の業務の異動については難しい状況にあり、他の業務にも精通することや業務の効率化を図るための対応が課題となっている。

また、年々増加傾向にある時間外労働や土曜日勤務については交代制で対応し、できるだけ勤務回数を減らすようにしている。日曜日の休日労働については、代休を取ることで対応している。過労のため体調を崩している教職員はいないが、健康管理の面からも遠慮することなく適切に年休を取得するよう促していく他、業務負担のバランスを図る必要がある。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

なし。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

なし。

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

<根拠資料>

教授会議事録 [令和6年度]

経理規程 (諸規程 70)

固定資産管理規程 (諸規程 75)

物品管理規程 (諸規程 75)

危機管理規程 (諸規程 40)

コンピュータ管理規程 (諸規程 48)

校地、校舎に関する図面

図書館の概要

教授会資料 [令和6年度]

ホームページ FD・SD活動報告 https://www.uyo.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2025/06/2024_FD%E3%83%BBSDreport2.pdf

羽陽学園短期大学危機管理基本マニュアル

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づき校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備活用している。]

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

短期大学設置基準第30条に定めるところにより、校地の基準面積は2,350㎡(収容定員235人×学生1人当たり必要面積10㎡=2,350㎡)となるが、本学の校地の面積は11,907㎡となっており、基準面積を上回っている。(校地、校舎に関する図面)

また、本学専用の運動場として、554㎡を有している。校舎面積は、短期大学設置基準第31条により基準面積は2,600㎡と定められているが、本学は7,442㎡を有しており、基準面積を上回っている。

本学の敷地には、体育館棟と専攻科棟の間に、学生が交流・休息等に利用するのに適切なスペースがあり、人工芝を貼った空間のそばに休憩用の椅子とテーブルも備えてある。

障害者への対応として、玄関にスロープを設置し、エレベーターを使用することにより、車いすで校舎2階講義室まで移動ができる。また、1階に車いす用トイレを設置しており、障害者の使用はもちろん、授業でも移乗の練習などに使用している。

短期大学設置基準及び保育士養成施設、介護福祉養成施設の設置基準を充足する教室を用意し、カリキュラム・ポリシーに基づいて授業を行うための、十分な講義室、演習室、実習室、機器、備品などが設置されている(講義室8室、保育士関係実習室3室、介護福祉士関係実習室1室、入浴準備室1室、演習室1室、情報処理演習室1室、体育館1、講堂1)。

専任教員には、図書館棟3階および専攻科棟3階に研究室を整備している。これらの研究室においては、卒業研究を指導するゼミや授業の補足指導、オフィスアワーその他の時間を使って学生の相談に応じるなど、様々な教育活動が行われている。

カリキュラム・ポリシーに基づき授業を行うための機器・備品を整備している。

専攻科棟には介護実習室が整備されている。

令和6年度は、6号室のプロジェクターを更新した。併せて10号室の変換ケーブル一式を交換した。また、本館棟と図書館棟の一部及び専攻科棟の照明について、蛍光灯からLEDへの切り替えを実施した。加えて、講堂のグランドピアノの修理も行っている。

また、専攻科棟のエアコン室外機の修繕を令和5年度から6年度にかけて実施し、整備している。このエアコンは老朽化により整備が必要な状態が続いていたため、6年度末に灯油式から電気式の機器に更新を行った。そのほか、図書館の2階閲覧室のエアコンの修理も実施している。

図書館の面積については705㎡、閲覧座席数50席、AV機器2台、検索用パソコン2台が設置されており、購入図書選定システムや廃棄システムが確立されている。令和元年度には、蔵書検索エンジンのシステム刷新を行い、スマートフォン等の外部端末からアクセスしての蔵書検索が可能となり、学生及び教職員の図書館利用環境が向上した。蔵書数についても70,107冊（雑誌、視聴覚資料を除く）を有しており、基本的な参考図書、教員の推薦する参考書（シラバス記載の参考文献なども）については、購入し配架している。学術雑誌は41タイトル、視聴覚資料は1,530点である。（図書館の概要）

本学では図書館と学生ホールにWi-Fi環境が整っており、主に学生がネット環境を自由に活用できる場所としているが、授業や会議等でも活用できるようになっている。また、持ち運び式のプロジェクターとスクリーンを活用することにより、体育館等でも映像を視聴することが可能となっている。

【区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。】

<区分 基準Ⅲ-B-2の現状>

本学では、規程として、「経理規程」、「固定資産管理規程」、「物品管理規程」を整備し、「物品管理規程」により施設設備の維持管理を行っている。備品は、毎年責任者が備品台帳を基に確認しており、適正に管理している。（経理規程（法人諸規程））（固定資産管理規程（法人諸規程））（物品管理規程（法人諸規程））

令和6年度は、6号室のプロジェクターを更新した。併せて10号室の変換ケーブル一式を交換した。また、本館棟と図書館棟の一部及び専攻科棟の照明について、蛍光灯からLEDへの切り替えを実施した。加えて、講堂のグランドピアノの修理も行っている。

また、専攻科棟のエアコン室外機の修繕を令和5年度から6年度にかけて実施し、整備している。このエアコンは老朽化により整備が必要な状態が続いていたため、6年度末に灯油式から電気式の機器に更新を行った。そのほか、図書館の2階閲覧室のエアコンの修理も実施している。

火災や地震といった災害、防犯対策を含めた総合的な危機管理については「危機管理規程」、「羽陽学園短期大学危機管理基本マニュアル」を整備している。自然災害、重大事故等の発生時には、学長を本部長とした全教職員による対策本部を組織し、様々な対応が的確に行えるよう日常業務に取り組んでいるとともに、マニュアルの定期的な見直しを行っている。防災訓練は危機管理委員会が中心となり、できるだけ全学生、全教職員が学内にいる日時を設定し実施している。

令和6年度は12月10日に火災（栄養実習室）を想定した訓練を実施した。

昨今は災害が多く、今後の就職先である保育や介護の現場での子どもや高齢者の避難に関わる立場になった時に養成校時代での避難訓練の経験は大いに役に立つものと位置づけ実施している。また、防犯対策としては、授業日や休日の学内行事開催日には、夜間の巡回を警備会社に委託し、異常発生時は事務局施設整備担当者他に連絡が入るよう指示している。また、日直職員による朝昼夕1日3度の学内巡視を行い、防犯に努めている。また、校舎内に防犯カメラを3台設置することによって、セキュリティ面での補強を行っている。加えて刺股を3本購入し、事務室に常備するなど防犯対策を強化した。それに伴い、不審者対応の避難訓練の在り方についても、危機管理委員会等で検討を進めている。

校舎については、図書館棟を除く建物が築40年を経過し老朽化が進んでいたため、現在の耐震基準に適合するよう本館棟の補強工事の他、体育館、器楽練習室、介護実習室の改築工事を実施、平成27年度に完了させ、学生の安全・安心な学修環境を整えている。変電設備、受水槽、消防設備、エレベーター等の各設備については、法令に則った安全点検を専門業者のもとで定期的実施している。また、平成30年度には東西本館階段の床面の張り替えを行い、美化に加えて安全性も強化した。令和4年度に本館棟冷房設備更新工事を行い、学修環境の整備に努めている。

コンピュータシステム及びネットワークの管理及び運用に関する事項については「コンピュータ管理規程」が定められおり、そのシステムの保守管理については業者に委託して最新のウイルス

対策ソフトにより管理し、不正アクセス防御のためのファイアウォールを設置している。ただし、同規程は平成12年度に制定され、平成22年度に改定されものであり、状況に合わせて見直し続ける必要がある。また、情報セキュリティ対策については、学生も教職員も個人ごとにID・パスワードを付与するとともに、業務情報の漏洩がないように教職員用と学生用に学内サーバを分けており、重要なシステムへのアクセスを管理している。(コンピュータ管理規程)

教職員のネットワークに接続する全てのPCについて、セキュリティ対策がされていることの確認を定期的実施している。

省エネルギーについては、空調の設定温度を夏期は28度、冬期は20度に設定して、利用している教室、使用していない教室とで空調の電源を事務室で集中管理し無駄なく、快適に授業が進められるよう対応している。また照明については、廊下をこまめに消灯している。令和6年度(令和7年3月3～7日)に全館のLED化する更新工事を実施している。また、専攻科棟の空調設備についても、令和6年度(令和7年2月21日～3月28日)に校内機器の更新を行い、安全で快適な環境の整備に努めている。

ただし、冬場の電力使用量については、年々増加しているのが現状であり、そのため冬場の暖房や湯沸かし器等の節電に努めた結果、電力の使用料金を下げることができた。しかし、令和2年度以降の新型コロナウイルス感染症対策として、密を避けるために使用教室が増えたこと、換気のために教室の窓を開けながら暖房を使用し、更にヒーターを使用して学生の防寒を強化する必要があったことから、再び電力の使用料金が上がることとなった。

コロナ禍以降、講堂でも授業を実施するようになったため、令和4年度に大型静音扇風機を設置し、快適な学修環境の整備に努めている。

会議資料、連絡等に使用する用紙については両面コピーを利用するようにし、更に裏紙も活用するなどリサイクルして省資源に努めている。

教職員間の連絡にはSlackアプリを用い、ファイル添付機能を利用することで、会議資料等の印刷の手間を省き、紙媒体の節約に努めている。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

なし。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

令和6年度(令和7年3月3～7日)に全館のLED化工事を済ませた。専攻科棟の空調設備についても、令和7年2月21日～3月28日に機器の更新を行い、教育・研究環境の整備に努めた。

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

<根拠資料>

学生便覧 [令和6年度] (情報処理演習室の配置図 P.66)
学内LANの敷設状況

[区分 基準Ⅲ-C-1 教育課程編成・実施の方針に基づき学習成果を獲得させるために技術的資源を整備し、有効に活用している。]

<区分 基準Ⅲ-C-1の現状>

教育資源については、カリキュラム・ポリシーに基づいて、技術サービス、専門的な支援、施設、ハードウェア及びソフトウェアの段階的な向上・充実を図っている。

カリキュラム・ポリシーに基づいて、幼児教育科では、附属園との連携を生かし、授業に現職幼稚園教諭を招いて話してもらったり、実習ではない機会に幼稚園や認定こども園、保育園の現場を見学に行ったりする機会を設けている。専攻科福祉専攻では、非常勤講師のほとんどは福祉施設の職員であり、今現在の介護福祉の状況について話を聞くことができる。キャンパスに隣接して、附属幼稚園と老人福祉施設があるため、日常的に幼児教育や介護福祉の活動を見ることができている。

情報技術に関しては、幼稚園教諭免許状取得の必修科目となっているため全学生が履修している「情報処理演習」といった特定の科目を中心に、情報技術の向上に関するトレーニングを学生に提供している。教職員の情報技術支援については、時間の確保が難しく研修の機会を特に設けてはいないが、情報技術に関する情報交換を個々の教職員間で日常的に行うことで、情報技術の向上に努めている。令和5年度はFD・SD合同研修会にて Slack を利用するための操作等の研修会を実施した。現在、Slack は委員会の情報交換や連絡、データ送信等で日常的に使用されている。

新型コロナウイルスの感染が拡大した令和2年度以降、全学生に対する連絡用として教職員、学生が各自Gメールアカウントを持つようにした。教員からの連絡に学生が個別に問い合わせる場合にも活用されている。

学内のコンピュータシステムについては、委託業者が定期的なシステムの点検と更新を行っている。ほとんどの講義室にプロジェクターやスクリーン、AV機器を設置し、整備している。また、比較的大型の移動式スクリーンに加え、小型携帯用スクリーンも用意し、教室の規模に対応して、視聴覚教育に適切な状態を保持している。

教職員が授業や短期大学運営に活用できるよう、カリキュラム・ポリシーに基づいて、学内のコンピュータ整備を行っている。「情報処理演習」の授業等を行えるよう情報処理演習室を整備している。授業は一人1台のパソコンを利用して実施されている。

令和4年度から5年度にかけて情報処理システムの更新を進めた。情報処理演習室のPCとモニター等周辺機器一式の更新を実施した。これにより、情報処理演習室は令和6年度現在、最新のOSであるWindows 11に対応した機器22台が整備されている。

各教員研究室における学内LANの整備・構築、事務室、図書館におけるコンピュータの整備により、全教職員が学内LANにアクセスできる環境にある。教職員専用のサーバが存在し、会議資料や学生指導の記録、各種資料など、必要なデータが学内LANによって共有され、業務効率を向上させている。また、整備された学内LANで、学生の学修支援も行われている。学生指導に関する資料等の共有や保存箇所を指定することで、教職員間の情報共有、指導の円滑化が進められている。

学生が授業でパソコン操作に慣れるだけでなく、レポート作成、卒業研究時や就職活動における情報収集時等にパソコンが利用できるように、パソコン自習室には、学生が自由に利用できるパソコンが5台設置されている。図書館にも検索用のパソコンを配置し、利便性を高めている。これら

についても随時、PC本体、OSの更新を行っている。

平成30年度より、学生がネット環境を活用できるよう図書館と学生ホールにWi-Fi環境を整備した。学内サーバと情報処理演習室のパソコンのOSサポートについては随時更新している。

(学生便覧 [令和6年度] (学生便覧情報処理演習室の配置)) (学内LANの敷設状況)

教員は、学生に割り当てられたGメールアカウントを通じて、課題の伝達やレポートを受領したりするなど、情報技術を活用して効果的な授業を行っている。また欠席が増えてきた学生への連絡等にも使われる。

FD活動等において授業の工夫が教員に浸透し、パソコンをはじめ教育機器利用機会が増加している。教授効果を高めるために、教室に設置してあるプロジェクターやスクリーン、AV機器等も活用されている。令和2年度から全学生がGメールアカウントを持つようになったため、授業のレポートとしてGoogleフォーム等の情報技術を活用しやすい環境が整い、いくつかの授業で活用されている。同時に、授業評価を令和4年度からGoogleフォームを利用したものにした。教務課から学生全員に授業評価に関するGoogleフォーム送信し、授業内で教員からの指示の下、実施できるようにした。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

学生が自由に使えるWi-Fi環境が図書館と学生ホール周辺に限定されている。先の授業評価や授業内での課題や調べ物の際にネットへのアクセス機会は増えてきているため、ネットへのアクセス環境の整備は必要不可欠である。学生の要望等も踏まえ、今後は学内の多くの教室がWi-Fi環境を備えていく。

また学生が個人で利用する端末は個人所有のスマートフォンであることが多く、ワードやエクセル、パワーポイントが使える個人端末の導入も今後考えていく必要がある。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

教職員、学生が学内連絡用のGメールアカウントを持つようにしたことから、リモートでの授業実施の連絡やオンラインでの課題の提出、諸連絡等に活用することができるようになった。授業担当教員から学生に直接、欠席回数等の注意喚起を行うこともでき、また、レポートの再提出や指導等についてもオンラインで行える環境が整っている。

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

<根拠資料>

計算書類等の概要

活動区分資金収支計算書（学校法人全体）

事業活動収支計算書の概要

借対照表の概要（学校法人全体）

財務状況調べ

財務情報（データ）

資金収支計算書・資金収支内訳表 [令和4年度～令和6年度]

活動区分資金収支計算書 [令和4年度～令和6年度]

事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表 [令和4年度～令和6年度]

貸借対照表 [令和4年度～令和6年度]

事業報告書 [令和4年度～令和6年度]

財産目録及び計算書類 [令和4年度～令和6年度]

監事監査報告書 [令和4年度～令和6年度]

外部資金明細 [令和6年度]

ホームページ

<https://www.uyo.ac.jp/gakuen/>

事業計画書 [令和7年度]

予算書 [令和7年度]

資産の管理及び運用に関する規程（諸規程 77）

ホームページ寄付金募集要項 <https://www.uyo.ac.jp/gakuen/doc/youkou.pdf>

ウェブサイト やまがた社会共創プラットフォーム <https://www.yamagata-u.ac.jp/yamapura/>

ホームページ 財務情報 <https://www.uyo.ac.jp/gakuen/>

財産目録及び計算書類 [令和4年度～令和6年度]

ホームページ 学校法人羽陽学園 第二次アクションプラン（令和3年度～令和7年度）

https://www.uyo.ac.jp/gakuen/2021_actionplan.pdf

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

<区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

過去3年間の資金収支及び事業活動収支については、均衡を保つよう努力している状態である。令和6年度の収入について、学生生徒等納付金収入は、全体的に大きく減少した。幼児教育科は、収容定員を改定し、新しい募集活動にも挑戦したが、入学生数は前年度より減少し、定員割れとなっている。専攻科福祉専攻は収容定員を改定し、定員より1名超えて入学したが、全体の収入増には結び付かなかった。受託事業収入は、山形県の委託を受けた離転職者職業訓練事業としての保育士養成科が前年度より1名減の全体数9名。年度中に1名が進路変更し、8名となり減少した。入学検定料を含む手数料収入と寄付金収入は、学生数減のため前年度より減少した。補助活動収入は、前年度同様介護現場で働いている社会人を対象とした介護福祉士実務者研修（通信課程）は開講しなかった。補助金収入全体では文部科学省の私立学校施設整備費補助に採択されたため、前年度より収入が増えた。私立大学等経常補助金の一般補助金は、補助金の計算の基となる単価増減率の内教員1名増の分の率は高くなったが、入学定員充足率が前年度より低くなったため、前年度より減少した。特別補助金は設問項目の変更により前年度より減少した。私立大学等改革総合支援事業のタイプ1は前年度に続けて申請はしたが、本学にはかなり厳しい設問のため点数がとれず、採択されなかった。タイプ3プラットフォーム型は申請できなかった。高等教育の修学支援新制度の授業料

減免交付金は、新設された第Ⅳ区分に該当する給付型奨学生が増えたが、学生総数が減ったため、前年度より減少した。対象学生には奨学費支出で減免している。令和6年度全体の収入は幼児教育科学生減のため前年度より減少した。

令和6年度の支出については、幼児教育科の学生定員割れを受け前年度より行っている経費節減を更に強化した。リモート会議参加による交通費の削減、学内印刷推進、消耗品の節減、電力量のデマンド監視の強化等を図り各科目とも予算より大きく減少した。3号館エアコン更新は文部科学省の私立学校施設整備費補助に採択され半額補助となったが、購入・撤去・減価償却費用が増加した。また、学校全体の照明のLED工事を行い、モデル事業として工事費は無料・製品はリース手続きで処理している。人件費支出のうち教員人件費は専任教員を1名採用したため、前年度より支出が増えた。職員人件費は職員1名退職分の補充をしなかったため、減少した。前年度同様羽陽学園全体で節減を図るため、教職員の働く意欲等にも配慮しながら全教職員の賞与の支給率を減額し、人件費の抑制に取り組んだ。令和6年度については資金収支、事業活動収支が全体として健全になるよう努力している現状である。

支出超過の状況については、耐震改築工事に伴い、基本金未組入が増加したことにより、今後も支出超過の傾向が見込まれる。

貸借対照表については健全に推移している。令和6年度新規の借入金はなく、その他の借入金返済は順調に推移している。

学長及び事務局長、会計課長は、学校法人の理事・評議員も兼ねており、短期大学の財政と学校法人の財政の関係を的確に把握している。短期大学の存続を可能とする財政は十分に維持されている。

退職給与引当金等については、期末要支給額の100%の額を計上している。

資産運用については、寄附行為第28条「積立金の保管」の中で、「基本財産及び運用財産の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定期郵便貯金として理事長が保管する」となっており、実態として、株式などリスクの伴う運用は避けて、普通預金や定期預金による確実な管理を行い、適切に運用している。また、平成29年度に「学校法人羽陽学園資産の管理及び運用に関する規程」を制定し、規程に則り適切に運用している。（諸規程51. 資産の管理及び運用に関する規程（法人諸規程））

教育研究経費については、経費節減を図りながらも必要性を精査し、取替更新、および維持管理等に係る予算執行に適切に資金配分を行っている。

教育研究用の施設設備及び学修資源（図書等）については、6年度の学生への還元率（教育研究経費+設備・整備費/学生納付金）は32.4%で、資金配分は適切である。高等教育の修学支援新制度の授業料減免交付金は、教育研究経費の奨学費より支出することになるため、給付型奨学生が多い本学では割合に大きく影響がある。

計算書類、財産目録等は本法人の状況を適正に表示している。計算書類については、会計監査人として公認会計士の監査を受け、その適正性について問題ない旨報告されている。なお、会計監査人の監査時は、監査内容等の報告を受け、監事と情報の共有と意見の交換を行い、適切に対応している。

寄付金の募集は平成30年度より開始した。平成30年4月1日文部科学大臣から「特定公益増進法人」の認可をうけ、また、私学事業団より「受配者指定寄附」の承認を得て、「学校法人羽陽学園教育活動支援寄付金」を創設した。学園を取り巻く厳しい環境の中で経営基盤の強化を図るため、外部資金の調達として、各界各層また教職員、学生保護者にも周知を図り、寄附金を募っている。令和4年度は「学校法人羽陽学園教育活動支援寄付金」への大口寄付を受け、高等教育の修学支援新制度の対象機関となる大学等（確認大学等）に係る確認要件のうち、令和4年度の収支計算書において「経常収支差額」がプラスになることができた。令和6年度の収支計算書においては「経常収支差額」がマイナスである。学校債の発行はしていない。

本学幼児教育科は定員を継続的に充足していたが、令和2年以降継続して定員割れとなっている。収容定員充足率が8割を切ることが3年間継続すると、高等教育の修学支援新制度の対象校の

要件から外れる。本学では日本学生支援機構の奨学金が約6割と多く、多子世帯も相当数見込まれるため、今後も制度の対象校となるよう収容定員充足率を維持する必要がある。また、学生数減により学生生徒等納付金収入減のみならず、補助金収入の大幅な減で経営的に大ダメージを受けている。そのため山形県内の少子化、高校生短大離れ、都会志向を鑑み、令和7年度入試に引き続き8年度入試においても幼児教育科の入学定員の変更を検討している。また、物価高騰を受け、令和2年度以降据え置いていた授業料等諸納金の内、施設費・維持費・実験実習料について令和7年度入学生より改定することとした。令和6年度はホームページの更新、募集活動の更なる強化を行ったが、大きな巻き返しを図ることが難しい状況であった。来年度に向けてオープンキャンパスの刷新など検討していく計画である。

現状は、学生数減による収入の減少に相応した人件費、教育研究経費、管理経費のバランスを取ること努力している状態である。

(計算書類等の概要・「活動区分資金収支計算書(学校法人全体)・「事業活動収支計算書の概要」・「貸借対照表の概要(学校法人全体)」・「財務状況調べ」)(ホームページ 寄附金募集要綱 <http://www.uyo.ac.jp/gakuen/doc/youkou.pdf>)

学校法人及び短期大学は、毎年12月の理事会及び評議員会で可決承認される予算編成方針に基づき、事業計画及び予算を立案し、翌年3月の理事会に諮っている。

理事会で承認された事業計画と予算は、短期大学の事務局を通じて、各部署に伝達されている。また、予算の執行は、法人の経理規程に基づき、適切に執行している。本学の事務局に会計担当者を置き、日常の出納業務を行っている。

資産の管理については、適切に管理している。令和6年度は3号館(専攻科棟)エアコン更新と学校全体の照明のLED工事を行い、既存空調などの廃棄手続きを行った。

資金の出納については、すべて起票すると同時に、出納帳簿を作成し管理している。執行に当たっては、会計担当者と監督者を分けて、相互点検体制のもと、安全かつ適切に管理している。資金収支計算書を毎月作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき財的資源の実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

<区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>

本学は幼児教育科単科の短期大学であり、卒業後、介護を学ぶことが出来る専攻科福祉専攻があり、いずれも県内においては歴史があり、県内外に広く周知されている。

本学の教育理念に基づいたクラス担任制やゼミによる指導などのきめ細かな指導を心がけており、理論と技術、実践力を身につけ、保育や福祉の専門家としての自覚を持った人材の育成を目指している。今後も、保育や福祉の専門家を養成し続け、地域に貢献できる人材の育成という本学の将来像は明確である。

設置している附属の幼稚園1園、認定こども園4園、老人福祉施設での実習は乳幼児から高齢者までの人間の発達全体の学修を一層深めることができる。残る一つの幼稚園も幼稚園型認定こども園への移行を検討している。隣接にあった幼稚園が令和7年度より認定こども園となるため本学グラウンドへ移転工事を行っている。幼児教育科で保育士、幼稚園教諭を目指す学生が様々な点で更にかかわりが増えることが予想される。隣接の老人福祉施設では実習以外にもアルバイトや授業を通して高齢者とコミュニケーションを深め、介護の理解をさらに進められる。保育士、幼稚園教諭を目指していた学生が、老人福祉施設で高齢者とのかかわりを持つことにより、専攻科福祉専攻への入学希望や高齢者施設への就職に繋がった事例もある。今後もニーズが拡大する福祉人材の確保といった観点でも期待できる。同じキャンパス内に短期大学、認定こども園、老人福祉施設が連なって設置されることによる相乗効果が期待できる。

学生募集について、山形県内外の高校から本学への志望者数、入学者数について20年以上にわたり分析している。また、就職決定状況や就職後の状況についても全就職先のアフターケア巡回等

を通して毎年分析を行っており、卒業生のケアと同時に就職先に対し卒業生の実態を調査するアンケートも実施している。その集計結果を客観的に分析し、各教職員が卒業生の実態を知り、現場のニーズを把握し分析結果を活用して在学生の教育に活かしている。

学生募集の実施計画については、大学改革推進センター入試企画部門が中心となりオープンキャンパス、高校への訪問の実施など効果的な対策を講じており、安定的な入学生確保ができていた。これは50年以上の歴史を持ち、本学が幼児教育を専門とした教育機関として評価をいただいている結果であると考えている。また、社会人入試や山形県の委託を受けた離転職者職業訓練事業など入試制度の多様化をより積極的に取り入れてきた。しかし、山形県内の18歳人口の減少が急加速しているため、令和6年度入学生から入学定員の変更をしたが、定員割れとなっている。引き続き時代に即した多様な学生募集、入学選抜方法、入学定員を今後とも検討・導入していく必要がある。更に保護者対応としてオープンキャンパスでは、授業料等諸納金の延納・分納制の説明、給付型奨学金、多子世帯に対する支援、保育士修学資金（卒業後山形県内に3年間継続し保育士の仕事に従事すると返還免除となる）の案内を行うなど学費のサポート制度を積極的に案内している。スマートフォンに対応した新しいホームページでは各種情報の公開・随時更新を行っている。SNSでの情報発信、特に本学のLINE公式アカウントを運用し個人への対応をしている。本学の安定した運営のためにも、IRを強化し、学生の確保に今まで以上に努力していきたい

専攻科福祉専攻に関しては、全国的に介護福祉士の養成校は、入学定員充足率約5割の厳しい状況になっている中、本学でも同じ問題を考えている。そのため、令和6年度入学生から入学定員を変更した。幼児教育科入学式後に保護者へ向けて介護福祉士修学資金（卒業後3年間継続し介護・福祉の仕事に従事すると返還免除となる）の案内を行うなど学費のサポート制度を積極的に案内し学生確保へ努力している。また、本学で設定している幼児教育コースと福祉コースの内、福祉コースから専攻科福祉専攻に進学している学生が多数を占めているため、1年生のコース選択時に福祉コースの良さを教職員一丸となり学生に説明し、学生確保に努めている。この結果、令和6年度入学者は定員の1割増と大幅に増加したが、7年度入学者は定員割れとなっている。

安定した学生募集と研究・教育の充実のために「やまがた社会共創プラットフォーム」の計画により、県内大学等との共同事業の実施や自治体や産業界等との連携の推進を図り、生徒・学生の県内進学率と卒業後の県内就職率を上昇させ、安定した学生の確保に取り組む計画を立てている。（ウェブサイト やまがた社会共創プラットフォーム <https://www.yamagata-u.ac.jp/yamapura/>）

大学運営に係る人件費や施設設備費に関しては健全な運営を行う努力をしている。しかし、人事については、教職課程の再認定（再課程認定）もあり退職者の後任採用は課題が残っている。施設設備については、体育館棟以外の施設や設備の整備・修繕計画については優先順位を決めている。令和6年度は3号館エアコン更新、学校全体の照明のLED工事を行った。エアコン更新は文部科学省の補助金を獲得し、整備した。LED工事はモデル事業として工事費は無料で整備を行った。今後も外部資金を活用し整備していきたいが、応募要件を確認してからとなるため決まった計画はない。外部研究資金として令和6年度は山形県私立短期大学協会より直接経費を受け入れている。

私立大学等改革総合支援事業については、タイプ1に毎年申請している。しかし、タイプ1については、Society 5.0に向けた文理融合型教育など総合大学でなければポイント獲得の困難な要件も増えつつあり、なかなか採用には至っていない。しかし、大学として求められる要件を良く示していると考えられるので、今後も改善の努力を怠らず申請は続けたい。私立大学等経常費補助金における教育の質に係る客観的指標は、この制度が始まった平成30年度以降、毎年、満点を獲得し補助金の加算を得ている。

文部科学省の私立大学等経営強化集中支援期間中の令和元年9月に学校法人運営調査委員によるヒアリング対象法人となり指導・助言を受け、一層の財政健全化が求められている。全教職員に周知し、令和2年度から令和4年度の3年間のロードマップ「学園経営改善短期アクションプラン」を策定し、学校法人内にプロジェクトチームを設置し目標の達成状況の整理分析を行い、事業内容の見直しや改善を図っているところである。令和4年度は「学校法人羽陽学園教育活動支援寄付金」

への窓口を設け、収支計算書において「経常収支差額」がプラスになることができた。今後も財務体質の改善に取り組み、経営指導強化指標に該当しなくなるよう、経営基盤の安定確保を目標としている。質の高い教育を提供すること、学生の高い満足度を保つことによって入学定員を確保し、学納金収入を安定させるとともに、継続的に私立大学等改革総合支援事業に取り組み、補助金制度を有効活用し、今後の教育環境設備の整備を円滑に進めていくことが課題である。また、物価高騰を受け令和7年度入学生より改定することとした施設費・維持費・実験実習料以外にも、授業料についての改定を検討することが必要である。策定された中・長期計画を管理し、毎年度の事業計画と予算について、関係部門の意向を集約できるような強い体制を作っていくことが必要である。

経営情報については、本学の広報誌やホームページにて公表している。また、学内の教職員も情報を共有して運営に当たっている。特に、高等教育の修学支援新制度の対象校の確認要件である「収容定員充足率の8割3年間継続」と「経常収支差額がプラス」については、教職員に詳しい説明を行い、教職員一丸となり危機意識を持ち、学生募集活動に取り組んでいる。

(ホームページ 財務情報 <https://www.uyo.ac.jp/gakuen/>) (事業計画書 [令和7年度])

平成28年5月に策定した「羽陽学園第一次アクションプラン」については各年度に事業等の進捗状況や課題、目標の達成状況等の整理分析を行い、概ね目標を達成することができたところである。令和6年度は令和3年度から令和7年度の「学校法人羽陽学園第二次アクションプラン」の4年目として事業などの進捗確認、目標の達成状況等の整理分析を行った。施設設備の老朽化対策など取り組む重点事業のいくつかは目標を達成することができたが、少子高齢化の進行に伴う羽陽学園全体の経営圧迫についてはさらに検討し「学校法人羽陽学園第二次アクションプラン」に基づいて事業内容の見直しや改善を図ることとなった。

本学幼児教育科、専攻科福祉専攻ともアクションプランに基づき定員変更の申請を行った。また、人件費についても令和2年度より期末勤勉手当の減額など行っているが、令和6年度も教職員の働く意欲等にも配慮しながらさらに全教職員の賞与の支給率を減額した。今後も計画的に取り組む必要がある。(ホームページ 学校法人羽陽学園 第二次アクションプラン (令和3年度～令和7年度) https://www.uyo.ac.jp/gakuen/2021_actionplan.pdf)

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

今後、18歳人口の減少が加速していく中で、質の高い教育を提供すること、学生の高い満足度を保つこと、質の高い教育を提供することによって定員を確保し、学納金収入を安定させていくことが必要である。同時に、継続的に私立大学等改革総合支援事業に取り組み、補助金制度を有効活用し、今後の教育環境設備の整備を円滑に進めていくことが課題である。

学生募集について、少子化の中でも保育職・介護職は社会にとって必要とされる職業であること、魅力あるやりがいのある職種であることを中高生に訴えていき、この分野を志す若者が増えるような取り組みを行っていく必要がある。そのためには県や市町村、現場などと協力し、職業としての魅力を伝える取り組みが必要となってくる。現在、複数の高校で、保育職、介護職になる方法、魅力や資格を活かした就職先を紹介する高大連携進学ガイダンスを行っているが、参加者のほとんどが既にこの分野に興味を持っている生徒であるため、新規層の取り込みにまでは至っていない。新型コロナ禍により県内の中学校での体験学習を行えない世代が今後出てくるため、そういった世代に訴えていく具体的方策を考えなくてはならない。

令和6年度より保育所や幼稚園のお仕事ガイダンスの場に資格養成校としてブースを出展し、興味ある層に受験を訴える企画を行った。次年度以降もこうした現場との連携により職の魅力を発信する事業に力を入れていきたい。

幼児教育科では社会人対象の山形県離転職者職業訓練事業などを今後も積極的に活用する必要がある。また、専攻科福祉専攻でも学内進学者だけではなく教育訓練給付制度(専門実践教育訓練)などによって外部の受講生の確保を増やすことが出来るよう関係団体に積極的に働きかけていく。

18歳人口の減少が進む中ではあるが、本学の安定した運営のためにも、学生募集を強化し、学生の確保に今まで以上に努力していく。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

なし。

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

教員組織については、公募によって令和6年度末で退職する教員と同じ専門領域の人材を補充できた。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

人的資源に関しては、今後も特任教員や再雇用教職員の活用によって業務負担のバランスをとりながら必要な業務を遂行していく予定である。

物的資源に関しては、健康で安全な学修環境を最優先して、順次、整備していく。

技術的資源その他の教育資源に関しては、必要な情報システムの更新に備えるとともに、FD・SD研修等を通して教職員が教育資源に関する知識と技術を利用できるよう情報の共有を図っていく。

【基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営]

＜根拠資料＞

理事長の履歴書
 旧寄付行為
 新寄付行為
 理事会議事録
 評議員会議事録
 学校法人実態調査表

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。]

＜基準Ⅳ-A-1 の現状＞

理事長は、法人本部の管理課長、管理部長、経理部長及び羽陽学園短期大学附属このみ保育園園長、山形調理師専門学校校長を歴任し、現在、羽陽学園短期大学附属幼保連携型認定こども園鈴川第二幼稚園・このみ保育園の施設長と令和4年4月に開園した天童なでしここども園の園長を兼務している。平成25年5月に法人の評議員、平成27年4月に理事を務め、前理事長の退任に伴い、令和元年6月1日に理事長に就任した。(理事長の履歴書)

理事長の選任理由としては、法人本部の要職や複数の事業所長を経験し、学園全般の運営に精通していること、その幅広い知識やノウハウを請われ、山形県私立学校総連合会理事、山形県私立幼稚園・認定こども園協会理事、山形市私立幼稚園・認定こども園協会会長の重責を担っていること、民間企業での勤務経験や経営者団体への参加を通じ、幅広い人脈のもと経営ノウハウや先見性、洞察力の涵養に努め、卓越したリーダーシップと優れた経営手腕を発揮することが期待できることが挙げられる。

理事長は、就任以来、建学の精神に基づき、学校法人を代表し業務を総理し、学校法人の運営全般にリーダーシップを発揮している。法人のステークホルダーとの良好な関係を構築し、社会的信望を一層高めるとともに、法人事業所を回り、事業所長等に指導助言を行い、教職員に気さくに声掛けを行うなどモチベーションの向上への配慮を行っている。また法人の置かれている状況を的確に認識し、学校法人羽陽学園第二次アクションプラン(R3～R7)の策定の陣頭指揮を行い、学園経営の明確な目的と方針を示している。

[区分 基準Ⅳ-A-2 理事会は法令等に基づき開催され、学校法人の意思決定機関として適切に機能している。]

＜基準Ⅳ-A-2 の現状＞

理事会は、学校法人羽陽学園寄附行為第16条の規定に従い理事長によって招集され、学校法人の意思決定機関として学校法人の業務を決定し、理事の職務の執行を監督している。(旧寄付行為) また理事会は、短期大学の認証(第三者)評価に対する役割を果たし、その責任を負っている。

理事会は、学内外の情報を収集することにより、行政機関との連携やより良い学習環境の構築に活かし、短期大学の発展に資することができるよう努めている。また短期大学附属幼稚園や同附属認定こども園と併せ、短期大学の運営に関する法的責任を負っていることを認識し、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程等の整備を行っている。

なお私立学校法改正に伴い、令和7年度定時評議員会以降の理事会は、新寄附行為第18条の規定に従い、理事長によって招集されることとしている。(新寄付行為)(学校法人実態調査表)

[区分 基準IV-A-3 理事は、法令等に基づき適切に構成されている。]

<基準IV-A-3 の現状>

私立学校法第35条に従い、寄付行為第6条により8人の理事が適切に選任されている。(理事会議事録) なお令和7年度からは、改正私立学校法に基づき、新寄附行為第6条により理事選任機関は評議員会と定められている。(評議員会議事録)

<テーマ 基準IV-A 理事会運営の課題>

法人及び短期大学を取り巻く環境は年々厳しくなっており、短期大学を含む法人全体にかかる学校法人羽陽学園第二次アクションプラン(R3～R7)を着実に実行するとともに、事業や予算の執行を計画的に実行していく必要がある。

短期大学が地域に根差した大学として市県民に必要とされるためには、積極的な情報公開や行政機関と連携した地域課題解決への取り組み、有為な人材を県内各所に輩出し続けることが肝要と考えられる。その実現の為に理事会ができることを、スピード感を以て検討する必要がある。

<テーマ 基準IV-A 理事会運営の特記事項>

なし。

[テーマ 基準IV-B 教学運営]

<根拠資料>

- ・教授会議事録 [令和6年度]
- ・羽陽学園短期大学学則
- ・学長選考規程 (諸規程15)
- ・学生の懲戒の手続きに関する規程 (諸規程39)
- ・ハラスメント防止に関するガイドライン (諸規程65)
- ・教員選考基準 (諸規程19)
- ・教授会規程 (諸規程3)
- ・運営委員会規程 (諸規程4)
- ・大学改革推進センター規程 (諸規程52)
- ・教授会資料 [令和6年度]
- ・運営委員会議事録 [令和6年度]
- ・ホームページ 羽陽学園短期大学ガバナンス・コード令和6年度点検表 [governance2023.pdf](https://uoyo.ac.jp/governance2023.pdf)
(uoyo.ac.jp)

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得させるために、教学マネジメントの確立に努めている。]

<区分 基準IV-B-1 の現状>

学長は教学マネジメントの確立に努め、建学の精神に基づき、教育の質を保証することに努めている。学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ短期大学運営に関し見識を有しており、本学の運営全般にリーダーシップを発揮し、教学マネジメントの最高責任者として、その権限と責任において教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。

学長は、学修成果を獲得させるために、教学マネジメントの確立に努め、運営委員会及び大学改革推進センターIR推進部門で、学修成果の獲得について質的・量的データを収集・分析し、令和4年10月の短期大学設置基準の改定を踏まえ、令和6年度に学則を大幅に改定した。この学則の改正では、入学から卒業・修了まで三つのポリシーに沿った学位取得プログラムとしての本学の教育をあらためて明確にした。この際、教育目的・目標を達成するために適正な規模を維持するため、入学定員の改定を行った。幼児教育科の入学定員は令和6年度に100人から80人に変更したばかりであるが、残念ながら令和6年度の幼児教育科入学者数は予想を大幅に越えて減少し、収容定員充足率は8割に満たない結果となった。最近の社会情勢を鑑みて、適正な教育環境を確保するために、令和7年度入学者より、幼児教育科を80人から70人と変更することとした。同じく教育目的・目標を達成するために必要な経済的措置として、令和7年度入学者より維持費・施設費・実験実習費を物価上昇分に合わせて3%ほど値上げすることとして新たな金額を学則に示した。

学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。学長は、例年、新年度が始まる4月1日に臨時教授会を開催し、教職員全員を前に建学の精神を含めた訓示を行い、各自に教授会に組織される各種委員会の委員委嘱状を手渡している。この臨時教授会では、建学の精神から学内各種委員会の分掌、研究費の公正な使用法を含む教育研究の進め方まで詳しく確認している。なお、研究費の公正な使用に関しては、研究倫理委員会の主導の下、学内での研修を実施し不正防止に努めている。

令和6年度には、学長が会長を務める山形県私立短期大学協会の教育・研究支援事業について、本学から1件の申請があり、研究補助金が交付された。なお、この教育研究支援事業に基づく研究費は、外部資金として取り扱われ、その使途に関しては、公的研究費不正防止規定に基づいて学内で監査を実施し、公正な使用であったことが確認されている。(11月教授会議事録)

学長は、学生に対する懲戒の手続きを定めている。(学生の懲戒の手続きに関する規程) ハラス

メントの防止に関して羽陽学園は、平成29年度に理事長名でセクシャルハラスメント防止宣言を
発し、平成31年度には「学校法人羽陽学園セクシュアルハラスメント等の防止等に関する規則」を
改定してパワーハラスメントなどハラスメント一般についての防止に努めてきた。学長は、近年の
教育現場におけるハラスメント関連事案の頻発に対応するため、ハラスメントに関する相談への
対応などについて具体的に参照できる「ハラスメント防止に関するガイドライン」を定めた。（令
和6年3月教授会）（ハラスメント防止に関するガイドライン）

なお、上述の通り学長は、学長選考規程等に基づき、令和7年度以降も、4期目の学長として信
任され、教学運営の職務遂行に努めている。（令和6年6月定例教授会）

学長は、教授会を教育研究上もっとも重要な審議機関として定期的に開催するなど適切に運営
している。議事次第及び資料等は事前に配布され、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知して
いる。教授会議事録は整備され、事務局総務課に保管している。

学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重
要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。（教授会規程）

教授会は、学修成果及び三つの方針に対する認識を共有している。上述の通り、年度初めの4月
1日の臨時教授会では、建学の精神から三つの方針、学修成果の評価の方針やカリキュラム・マッ
プなど、本学教職員が心得ておくべき事項を詳述した資料を配布し確認している。（令和6年4月
臨時教授会）

本学の教育研究並びに三つのポリシーをはじめとする教学の状況について、外部からの意見を
聞いて改善に資するための外部評価委員会を設けている。外部評価委員は、地元自治体の代表とし
て天童市副市長新関茂氏、地元の教育関係者を代表して山形県立天童高校校長田村光絵氏、地元の
保育・福祉に関係する事業所の代表として山形市の山形学園園長大場久美子氏の三人に委嘱して
きたが、令和6年度については新関氏が急遽欠席となり、残る2人の委員の参加の下で開催した。
外部評価委員会で得られた意見は、運営委員会及び教授会に報告され、今後の教育研究に生かすこ
ととなった。（令和6年9月教授会議事録）

令和6年度には、学校教育法に定められた7年に1度の第三者評価（認証評価）を実施すべく、
大学・短期大学基準協会による認証評価を受け、適格との評価を得た。（令和7年3月教授会）

学長は、教授会の意見を聴いて、リーダーシップを発揮し、最終的な判断を行っている。教授会
は、教授会規程に基づき、学長が議長となって法令に定められた事項、その他教育研究に関する重
要事項で学長が必要と定めたものについて意見を述べるほか、学長等がつかさどる教育研究に関
する事項について審議し、学長等の求めに応じ、意見を述べている。

学長は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。中でも
運営委員会を本学の入学者選抜及び教学マネジメントの全般に渡る中枢機関と位置づけるととも
に、他の各種委員会も適切に配置し迅速な意思決定に努めている。（運営委員会規程）

学長は、教授会を教育研究上もっとも重要な審議機関とする一方、入学者選抜や人事など教学
に関する重要事項について検討する執行部的な組織として運営委員会を位置づけている。運営委
員会は、入学試験委員会に相当する業務も担う。令和7年度入試について年度当初に確認したのは
次の通りである。

令和7年度入試の実施体制は基本的に、新型コロナウイルス感染症の影響による変更点を除い
て、令和6年度入試の実施体制に準ずることとした。

学長は、本学の向上・充実に関して、学長就任第1期目の平成29年度に、大学改革推進センタ
ーを設置して改善に努めてきた。大学改革推進センターは、IR推進部門、入試企画部門、地域連
携・高大連携推進部門、大学間連携推進部門の4つの部門で出発したが、令和5年度からは、全学
の情報システムを更新した機会に情報化推進部門を加えた。一方で、地域の教育機関や福祉施設な
どの関連業界や自治体との連携をさらに円滑に進めるために、令和6年度からは、地域連携・高大
連携推進部門と大学間連携推進部門を地域連携推進部門に統合することとした。（令和5年10月
教授会）（大学改革推進センター規程）

各種委員会についても、運営委員会のメンバーでもある学科長、専攻科主任、学生部長が中心と

なって、教職員が連携して教学を推進し、そのつど教授会に報告している。

学長のリーダーシップについては、羽陽学園短期大学ガバナンス・コードでも取り上げており、定期的に点検している。(令和6年2月教授会)(ホームページ 羽陽学園短期大学ガバナンス・コード令和6年度点検表 [governance2024.pdf \(uyo.ac.jp\)](https://www.uyo.ac.jp/governance2024.pdf))

<テーマ 基準IV-B 教学運営の課題>

教学マネジメントにおける最大の課題は、入学志願者の減少と、それに伴う財政的困難への対応である。

<テーマ 基準IV-B 教学運営の特記事項>

なし。

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

<根拠資料>

- ・旧寄付行為
- ・理事会議事録
- ・評議員会議事録
- ・新寄付行為
- ・監事の監査状況
- ・ホームページ 羽陽学園短期大学 <http://www.uyo.ac.jp/>
- ・ホームページ 羽陽学園財務情報 <http://www.uyo.ac.jp/financial/>
- ・羽陽学園短期大学ガイドブック
- ・羽陽学園短期大学広報誌UYO

[区分 基準IV-C-1 監事は法令等に基づき適切に業務を行っている。]

<区分 基準IV-C-1 の現状>

監事は、寄附行為第5条第1項第2号において2人と定められており、同第7条の規定に従い、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任している。なお候補者選考にあたっては、企業経営者と法人総務部長の経験がある者の2人が適任であるとの判断に基づき選出している。(旧寄付行為)

監事は、監査計画書を作成し、法令等に基づいて、法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について、適宜監査している。また、理事会及び評議員会に出席し、それぞれの会議における審議、報告を通じて、あるいは法人からの定期的な報告を受けて、意見を述べ、その職責を果たしている。(理事会議事録)(評議員会議事録)

監事は、公認会計士による監査結果を受けて、年2～3回、公認会計士と意見の交換を行い、理事長や法人本部職員から学生数や教職員数の推移、資金収支、貸借対照表、借入金、年度末の現金・預金の状況等の説明を受け、財政の動きや資金繰りの状況を把握し、監査報告書を毎年5月に開催される理事会及び評議員会に提出している。

また、文部科学省主催の監事研修会に参加して、教育行政や学校法人を取り巻く状況等について知見を深めるとともに、事業所を訪問して業務監査を行い、事業所長との意見交換を通じて、教学面での状況把握に努めている。(新寄付行為)(監査の監査状況)

[区分 基準IV-C-2 評議員会は法令等に基づき開催され、諮問機関等として適切に運営している。]

<区分 基準IV-C-2 の現状>

評議員会の定数は、寄附行為第20条第2項において20人と定められており、寄附行為第24条の規定により定数どおり評議員を選任して、理事の定数8名の2倍を超える数の評議員をもって組織している。私立学校法第42条の規定に従い、寄附行為第22条に理事長の評議員会への諮問事項について、寄附行為第23条に評議員会の意見具申等について定めるとともに、私立学校法第46条の規定に従い、寄附行為第35条第2項に評議員会への決算及び事業の実績の報告について定めている。

評議員会は、法令等に従い、寄附行為に定めるところにより諮問事項や決算及び事業の実績の報告を受けて、適切に運営している(新寄付行為)。

[区分 基準IV-C-3 会計監査人は法令等に基づき適切に業務を行っている。]

<区分 基準IV-C-3 の現状>

私立学校振興助成法第14条第3項に基づき、計算書類について適切に監査を受けている。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題>

なし。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項>

なし。

[テーマ 基準IV-D 情報公表]

<根拠資料>

- ・ホームページ 羽陽学園短期大学 <https://www.uyo.ac.jp/>
- ・ホームページ 羽陽学園財務情報 <https://www.uyo.ac.jp/gakuen/>
- ・羽陽学園短期大学ガイドブック
- ・羽陽学園短期大学広報誌UYO
- ・令和七年度学生募集要項

[区分 基準IV-D-1 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

<区分 基準IV-D-1 の現状>

学校教育法施行規則第 172 条に定める教育情報について、本学のホームページ等を通じて公表している（ホームページ 羽陽学園短期大学 <http://www.uyo.ac.jp/>）。

また、短期大学の財務状況（資金収支計算書・事業活動収支計算書・貸借対照表）については毎年発行する広報誌UYOに必ず掲載して、公表・公開に努めている。

加えて学校法人が公共性の高い法人としての説明責任を果たすため、財産目録、貸借対照表、資金収支計算書、事業活動収支計算書、事業報告書および監事による監査報告書を閲覧できるように備え付けているほか、本法人のホームページ等を活用して、広く情報公開している（ホームページ 羽陽学園財務情報 <http://www.uyo.ac.jp/financial/>）。

本私立大学協会が策定した「私立大学ガバナンス・コード<第 1.0 版>」に準拠した本学のガバナンス・コードを平成 31 年 3 月に制定し公表している。令和 7 年度からは、日本私立大学協会が定める「私立大学ガバナンス・コード<第 2.0 版>」を適用する予定である。

<テーマ 基準IV-D 情報公表の課題>

なし。

<テーマ 基準IV-D 情報公表の特記事項>

なし。

<基準IV 短期大学運営とガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

理事会や評議員会の運営に関しては、活発な討議が展開されるように、理事及び評議員に短期大学や法人本部が入手した教育に関するトピックス等の情報を提供し、最新の教育情勢に触れることができるようにした。

短期大学や附属幼稚園等の運営に関する教学面での業務監査を充実させるために、監事の事業所訪問による業務監査を実施し、事業所長との意見交換を行っている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

短期大学を含む法人全体にかかる学校法人羽陽学園第二次アクションプラン(R 3～R 7)を着実に実行し、物価高騰などの経済情勢の変化に応じながら、計画的な事業運営に努めるとともに、令和 8 年度からとなる第三次アクションプランの作成に取り掛かる。

少子化・人口減が特に顕著な山形県にあって、子育てと介護福祉に貢献できる専門家の養成にあたる本学の使命を果たし続けるために、本学単独の努力にとどまらず、地元自治体や他の教育機関との連携を一層強化する。

令和7年4月施行の私立学校法改正に対応して、短期大学ガバナンス・コードも改定される予定なので、それに従って本学園のガバナンスについて点検し改善していく。